

トピックス・インデックス・オープン

追加型投信 国内 株式 インデックス型

【投資信託説明書（請求目論見書）】

(2023年12月29日)

この目論見書により行なうトピックス・インデックス・オープンの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年12月28日に関東財務局長に提出しており、2023年12月29日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部 【証券情報】	3
(1) 【ファンドの名称】	3
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3) 【発行（売出）価額の総額】	3
(4) 【発行（売出）価格】	3
(5) 【申込手数料】	4
(6) 【申込単位】	4
(7) 【申込期間】	4
(8) 【申込取扱場所】	4
(9) 【払込期日】	4
(10) 【払込取扱場所】	4
(11) 【振替機関に関する事項】	5
(12) 【その他】	5
第二部 【ファンド情報】	6
第1 【ファンドの状況】	6
1 【ファンドの性格】	6
2 【投資方針】	11
3 【投資リスク】	18
4 【手数料等及び税金】	22
5 【運用状況】	26
第2 【管理及び運営】	33
1 【申込（販売）手続等】	33
2 【換金（解約）手続等】	34
3 【資産管理等の概要】	35
4 【受益者の権利等】	38
第3 【ファンドの経理状況】	39
1 【財務諸表】	42
2 【ファンドの現況】	111
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	112
第三部 【委託会社等の情報】	113
第1 【委託会社等の概況】	113
1 【委託会社等の概況】	113
2 【事業の内容及び営業の概況】	115
3 【委託会社等の経理状況】	116
4 【利害関係人との取引制限】	152
5 【その他】	152
約款	153

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

トピックス・インデックス・オープン

(以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額*とします。

午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものをお申込み分とします。

* 「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

- ① 取得申込日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2023年12月29日から2024年12月26日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して4営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払ください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ◆わが国の株式を実質的な主要投資対象^{*}とし、信託財産の成長をはかることを目的として、運用を行ないます。
- ◆東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目指します。

※ ファンドは、「トピックス・インデックスマザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、3,500 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(トピックス・インデックス・オープン)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	
	海 外	債 券	インデックス型
追 加 型	内 外	不動産投信	
		その他資産 ()	特 殊 型
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年 1 回	グローバル		
一般	年 2 回			
大型株	年 4 回	日本		
中小型株	年 6 回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	日経 225
債券	年 12 回 (毎月)	欧州		
一般	アジア			
公債	オセアニア			
社債	中南米			
その他債券	アフリカ			
クレジット属性	中近東 (中東)			
()	エマージング			
不動産投信	その他			その他 ()
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	()			
資産複合				
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。)に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への運動若しくは逆運動(一定倍の運動若しくは逆運動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と

する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

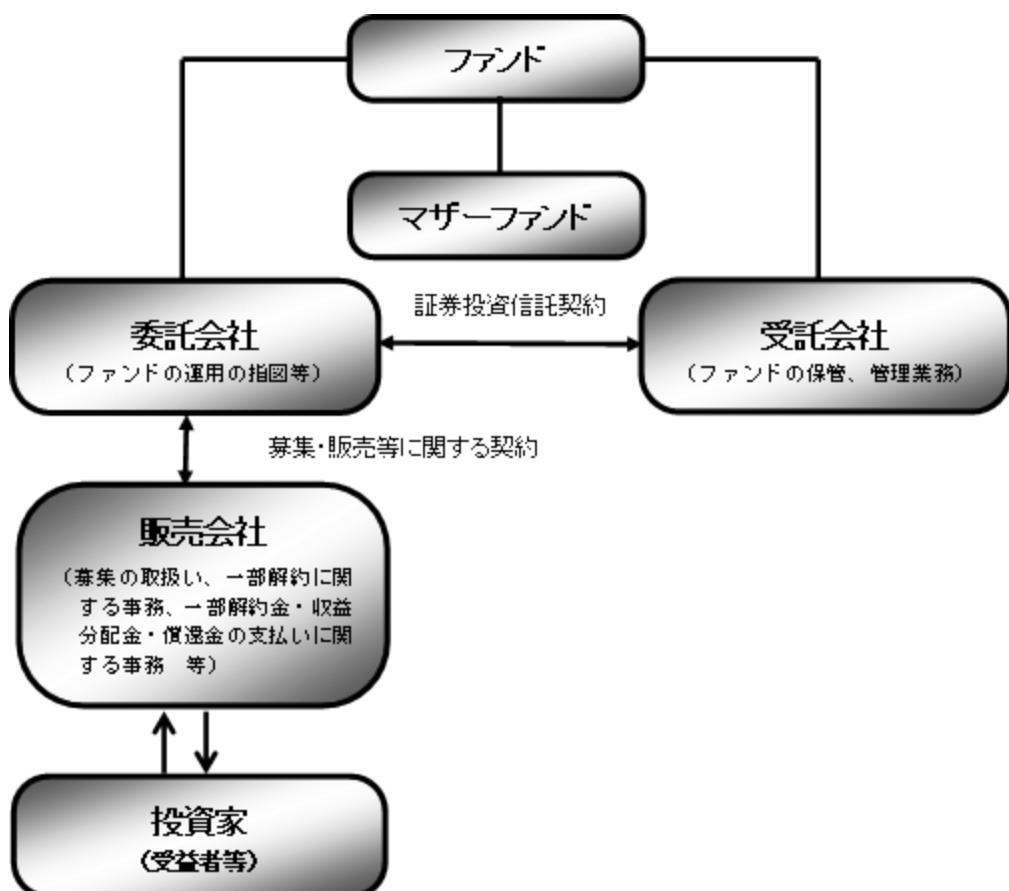
(3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

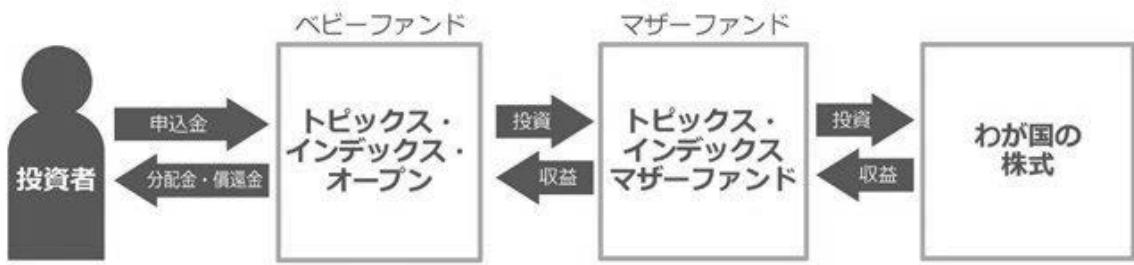
1988年9月30日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	トピックス・インデックス・オープン
マザーファンド (親投資信託)	トピックス・インデックスマザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2023年11月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

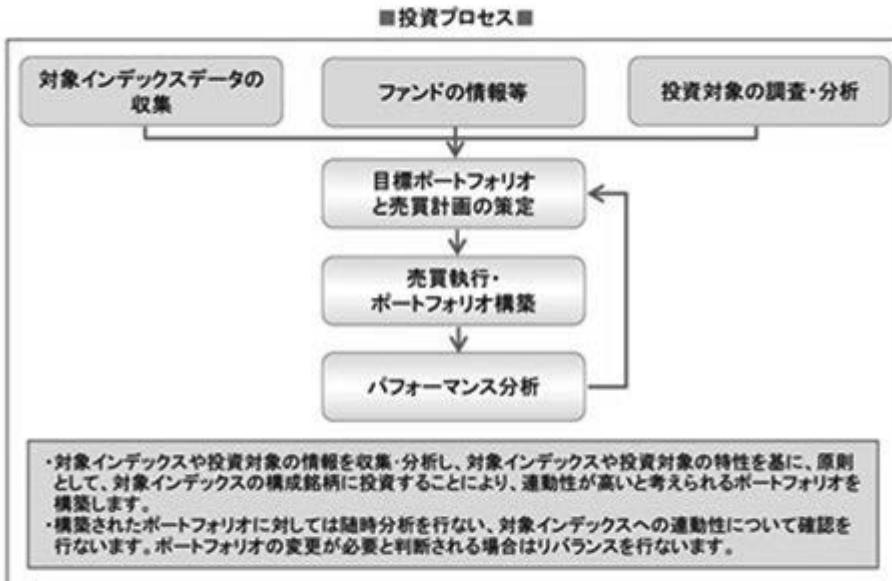
◆投資成果を東証株価指数（TOPIX）（配当込み）にできるだけ連動させるため、マザーファンドにおいては、次のポートフォリオ管理を行ないます。

○投資対象銘柄の中から、原則として300銘柄以上に分散投資を行ないます。

○資金の流入出に伴う売買にあたっては、原則としてポートフォリオにおける時価構成を東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比に近づけるように売買を行ないます。

○株式の組入比率は高位を保ちます。

※東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社JPX総研が発表している株価指標で、日本の株式を対象に浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。日本の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。



■指掌の著作権等について■

- ①配当込み TOPIX の指数値及び配当込み TOPIX に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込み TOPIX に関するすべての権利・ノウハウ及び配当込み TOPIX に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ②J P X は、配当込み TOPIX の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、配当込み TOPIX の指数値の算出若しくは公表の停止又は配当込み TOPIX に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③J P X は、配当込み TOPIX の指数値及び配当込み TOPIX に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の配当込み TOPIX の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④J P X は、配当込み TOPIX の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、配当込み TOPIX の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを配当込み TOPIX の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

なお、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

ファンドは、わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「トピックス・インデックススマザーファンド」受益証券を主要投資対象としま

す。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

① 有価証券の指図範囲(約款第19条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるトピックス・インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
- 3 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 4 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 5 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

② 金融商品の指図範囲(約款第19条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託(上記「(2) 投資対象①有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ その他の投資対象

- 1 スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

「トピックス・インデックスマザーファンド」

運用の基本方針

約款第11条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

投資成果を東証株価指数（TOPIX）（配当込み）にできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。

- ① 投資対象銘柄の中から、原則として300銘柄以上に分散投資を行ないます。
- ② 資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則としてポートフォリオにおける時価構成を東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比に近づけるように売買を行ないます。
- ③ 株式の組入比率は高位を保ちます。

非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

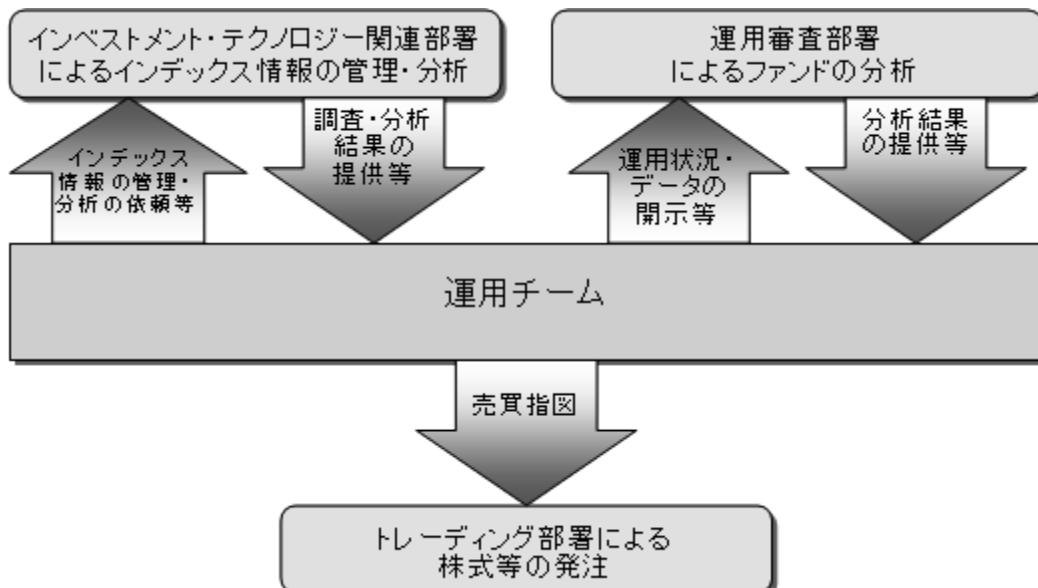
なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等は、約款第14条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

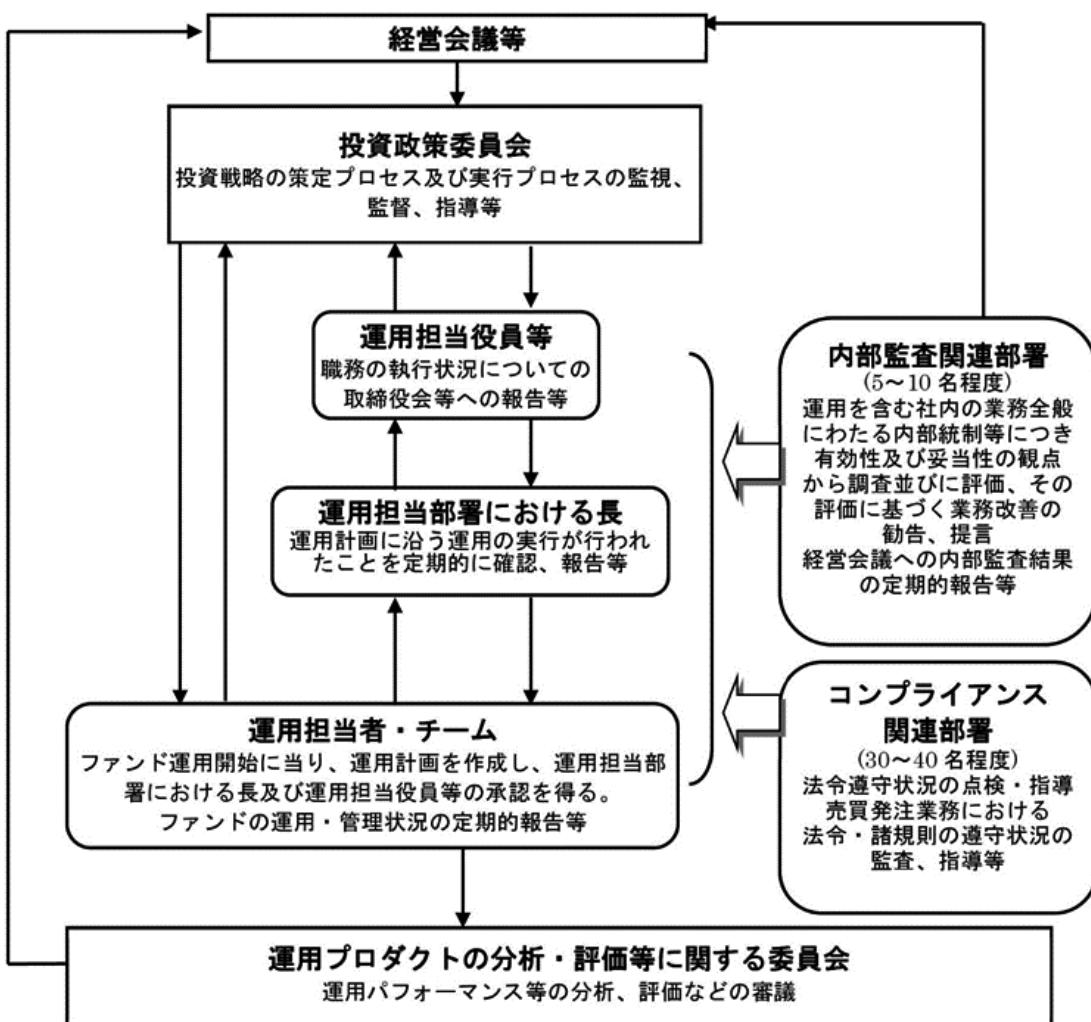
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載しております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②分配金額は、原則として利子・配当収入等を中心として委託者が決定します。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

- ※ 利子・配当収入とは、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ※ 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- * 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年9月29日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

- ① マザーファンドへの投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (2)受益証券への投資制限)
受益証券(マザーファンド)への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合
外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。（運用の基本方針 2 運用方法 (2)受益証券への投資制限）
- ④ スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第20条の2)
 - (i)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - (ii)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (iii)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以

下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第20条の3)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 資金の借入れ(約款第24条の2)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運用方法 (2) 受益証券への投資制限)

(マザーファンドの主な投資制限)

- ① 株式への投資割合(約款)
株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合
外貨建資産への投資は行いません。
- ③ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
(約款)
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合(約款)
同一銘柄の株式への投資割合は制限を設けません。
- ⑤ 有価証券の貸付(約款)
信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸付の指図をすることができます。
- ⑥ 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。
(i)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
(ii)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

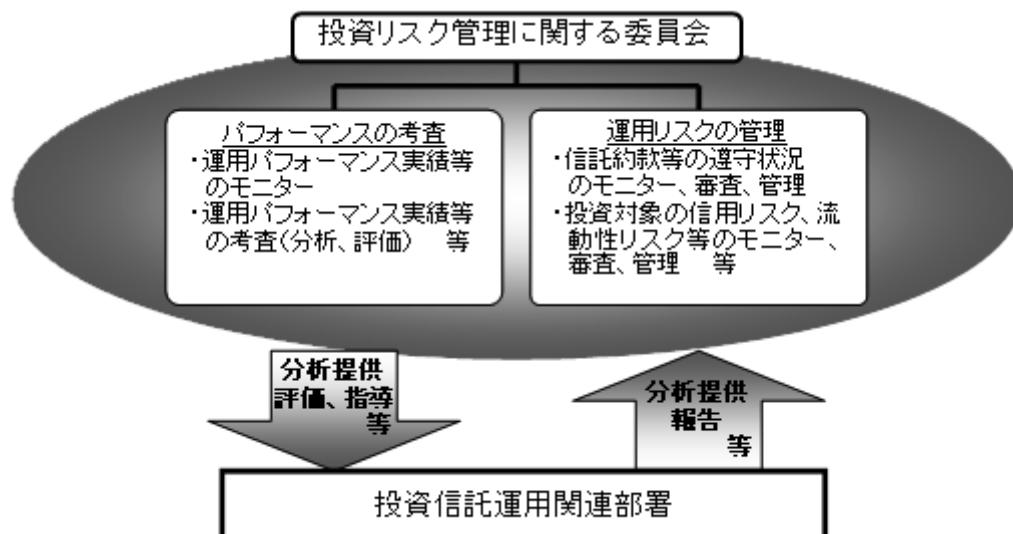
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

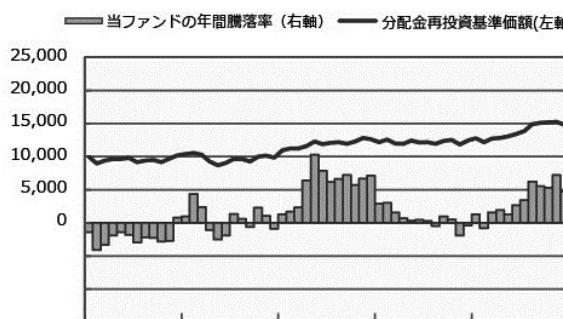
リスク管理体制図



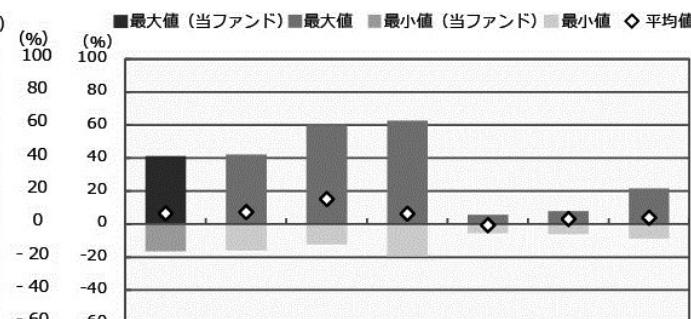
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較 (2018年11月末～2023年10月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



2018年11月 2019年10月 2020年10月 2021年10月 2022年10月 2023年10月

当ファンド* 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	41.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 16.5	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	6.5	7.2	15.2	6.3	△ 0.6	3.1	3.9

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指數化しております。

*年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

<代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指標の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）…配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）…MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）…FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられます。JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJP Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市场における投資機会を指標に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 取得申込日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。
- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.682%（税抜年 0.62%）以内（2023 年 12 月 28 日現在 年 0.682%（税抜年 0.62%））の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 0.27%	年 0.30%	年 0.05%

*上記配分は、2023 年 12 月 28 日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する額は信託財産から支払われます。
- ④ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用があります。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、 <u>公募公社債投資信託</u> 、上場株式、 <u>公募株式投資信託</u> の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。(2023年10月末現在)
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (国税 15.315%) の税率で源泉徴収^{*}が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益^{*}については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

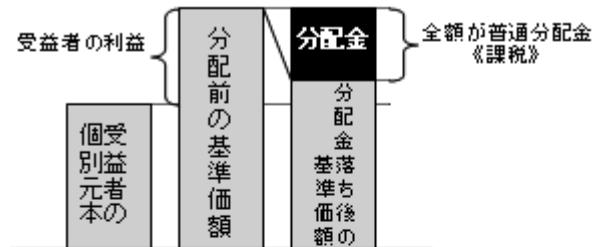
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023年10月末現在）が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は 2023 年 10 月 31 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

トピックス・インデックス・オープン

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	22,977,872,007	99.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,274,248	0.00
合計（純資産総額）		22,980,146,255	100.00

（参考）トピックス・インデックスマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	55,085,132,030	96.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,718,933,274	3.02
合計（純資産総額）		56,804,065,304	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	賃建	日本	1,645,420,000	2.89

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

トピックス・インデックス・オープン

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	トピックス・インデックスマザーファンド	12,771,160,520	1.8544	23,682,840,069	1.7992	22,977,872,007	99.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合　　計	99.99

（参考）トピックス・インデックスマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	944,600	2,760.71	2,607,766,666	2,590.00	2,446,514,000	4.30
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	121,700	12,391.71	1,508,071,107	12,425.00	1,512,122,500	2.66

3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1,061,100	1,297.08	1,376,331,588	1,257.00	1,333,802,700	2.34
4	日本	株式	キーエンス	電気機器	17,200	55,411.24	953,073,328	58,150.00	1,000,180,000	1.76
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	5,132,000	181.45	931,201,400	176.80	907,337,600	1.59
6	日本	株式	三井住友フィナンシャル・グループ	銀行業	120,500	7,543.57	909,000,185	7,220.00	870,010,000	1.53
7	日本	株式	三菱商事	卸売業	120,200	7,386.27	887,830,352	6,955.00	835,991,000	1.47
8	日本	株式	日立製作所	電気機器	84,500	9,779.61	826,377,045	9,477.00	800,806,500	1.40
9	日本	株式	三井物産	卸売業	137,100	5,662.47	776,324,941	5,417.00	742,670,700	1.30
10	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	36,400	20,936.11	762,074,404	19,755.00	719,082,000	1.26
11	日本	株式	信越化学工業	化学	156,300	4,519.51	706,400,764	4,468.00	698,348,400	1.22
12	日本	株式	任天堂	その他製品	108,600	6,223.58	675,880,788	6,221.00	675,600,600	1.18
13	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	122,300	5,634.85	689,142,226	5,373.00	657,117,900	1.15
14	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	419,500	1,750.53	734,347,335	1,506.50	631,976,750	1.11
15	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	152,700	4,765.16	727,639,932	4,063.00	620,420,100	1.09
16	日本	株式	KDDI	情報・通信業	133,300	4,714.47	628,438,851	4,487.00	598,117,100	1.05
17	日本	株式	みずほフィナンシャル・グループ	銀行業	228,700	2,635.74	602,793,738	2,545.50	582,155,850	1.02
18	日本	株式	第一三共	医薬品	150,300	4,184.27	628,895,781	3,858.00	579,857,400	1.02
19	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	130,900	4,813.36	630,068,824	4,333.00	567,189,700	0.99
20	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	167,500	3,623.06	606,862,550	3,343.00	559,952,500	0.98
21	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	85,100	6,423.36	546,627,936	6,124.00	521,152,400	0.91
22	日本	株式	HOYA	精密機器	34,200	15,417.68	527,284,656	14,335.00	490,257,000	0.86
23	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	277,600	1,763.91	489,661,416	1,705.00	473,308,000	0.83
24	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	93,600	5,018.60	469,740,960	4,857.00	454,615,200	0.80
25	日本	株式	ダイキン工業	機械	20,700	24,294.07	502,887,249	21,630.00	447,741,000	0.78
26	日本	株式	村田製作所	電気機器	156,500	2,724.81	426,432,765	2,477.50	387,728,750	0.68
27	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	102,900	3,473.04	357,375,816	3,521.00	362,310,900	0.63
28	日本	株式	SMC	機械	5,200	68,428.41	355,827,732	68,680.00	357,136,000	0.62
29	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	62,700	5,977.23	374,772,321	5,493.00	344,411,100	0.60
30	日本	株式	丸紅	卸売業	151,700	2,445.63	371,003,148	2,178.00	330,402,600	0.58

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.39
		建設業	2.13
		食料品	3.45
		繊維製品	0.40
		パルプ・紙	0.18
		化学	5.77

医薬品	4.69
石油・石炭製品	0.45
ゴム製品	0.67
ガラス・土石製品	0.67
鉄鋼	0.95
非鉄金属	0.64
金属製品	0.50
機械	4.95
電気機器	15.75
輸送用機器	8.33
精密機器	2.11
その他製品	2.21
電気・ガス業	1.39
陸運業	2.80
海運業	0.72
空運業	0.44
倉庫・運輸関連業	0.14
情報・通信業	7.63
卸売業	6.99
小売業	4.23
銀行業	7.40
証券、商品先物取引業	0.76
保険業	2.45
その他金融業	1.16
不動産業	1.90
サービス業	4.49
合　　計	96.97

②【投資不動産物件】

トピックス・インデックス・オープン

該当事項はありません。

(参考) トピックス・インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

トピックス・インデックス・オープン

該当事項はありません。

(参考) トピックス・インデックスマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2023年12月限)	買建	73	日本円	1,698,855,505	1,645,420,000	2.89

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

トピックス・インデックス・オープン

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 26 計算期間	(2014年 9月 29日)	25,350	25,591	0.5782	0.5837
第 27 計算期間	(2015年 9月 29日)	22,044	22,265	0.5964	0.6024
第 28 計算期間	(2016年 9月 29日)	21,323	21,523	0.5858	0.5913
第 29 計算期間	(2017年 9月 29日)	22,826	23,044	0.7336	0.7406
第 30 計算期間	(2018年 10月 1日)	22,772	23,000	0.8001	0.8081
第 31 計算期間	(2019年 9月 30日)	19,899	20,054	0.7065	0.7120
第 32 計算期間	(2020年 9月 29日)	19,421	19,603	0.7435	0.7505
第 33 計算期間	(2021年 9月 29日)	21,560	21,771	0.9180	0.9270
第 34 計算期間	(2022年 9月 29日)	19,654	19,839	0.8505	0.8585
第 35 計算期間	(2023年 9月 29日)	23,566	23,798	1.0669	1.0774
	2022年 10月末日	20,397	—	0.8777	—
	11月末日	20,870	—	0.9032	—
	12月末日	19,804	—	0.8614	—
	2023年 1月末日	20,637	—	0.8990	—
	2月末日	20,753	—	0.9070	—
	3月末日	21,200	—	0.9219	—
	4月末日	21,630	—	0.9462	—
	5月末日	21,964	—	0.9798	—
	6月末日	23,432	—	1.0532	—
	7月末日	23,677	—	1.0684	—
	8月末日	23,720	—	1.0723	—
	9月末日	23,566	—	1.0669	—
	10月末日	22,980	—	1.0343	—

②【分配の推移】

トピックス・インデックス・オープン

	計算期間	1口当たりの分配金
第 26 計算期間	2013 年 10 月 1 日～2014 年 9 月 29 日	0.0055 円
第 27 計算期間	2014 年 9 月 30 日～2015 年 9 月 29 日	0.0060 円
第 28 計算期間	2015 年 9 月 30 日～2016 年 9 月 29 日	0.0055 円
第 29 計算期間	2016 年 9 月 30 日～2017 年 9 月 29 日	0.0070 円
第 30 計算期間	2017 年 9 月 30 日～2018 年 10 月 1 日	0.0080 円
第 31 計算期間	2018 年 10 月 2 日～2019 年 9 月 30 日	0.0055 円
第 32 計算期間	2019 年 10 月 1 日～2020 年 9 月 29 日	0.0070 円
第 33 計算期間	2020 年 9 月 30 日～2021 年 9 月 29 日	0.0090 円
第 34 計算期間	2021 年 9 月 30 日～2022 年 9 月 29 日	0.0080 円
第 35 計算期間	2022 年 9 月 30 日～2023 年 9 月 29 日	0.0105 円

③【収益率の推移】

トピックス・インデックス・オープン

	計算期間	収益率
第 26 計算期間	2013 年 10 月 1 日～2014 年 9 月 29 日	13.5%
第 27 計算期間	2014 年 9 月 30 日～2015 年 9 月 29 日	4.2%
第 28 計算期間	2015 年 9 月 30 日～2016 年 9 月 29 日	△0.9%
第 29 計算期間	2016 年 9 月 30 日～2017 年 9 月 29 日	26.4%
第 30 計算期間	2017 年 9 月 30 日～2018 年 10 月 1 日	10.2%
第 31 計算期間	2018 年 10 月 2 日～2019 年 9 月 30 日	△11.0%
第 32 計算期間	2019 年 10 月 1 日～2020 年 9 月 29 日	6.2%
第 33 計算期間	2020 年 9 月 30 日～2021 年 9 月 29 日	24.7%
第 34 計算期間	2021 年 9 月 30 日～2022 年 9 月 29 日	△6.5%
第 35 計算期間	2022 年 9 月 30 日～2023 年 9 月 29 日	26.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

トピックス・インデックス・オープン

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 26 計算期間	2013 年 10 月 1 日～2014 年 9 月 29 日	7,558,257,574	17,953,848,973	43,840,180,104
第 27 計算期間	2014 年 9 月 30 日～2015 年 9 月 29 日	6,572,624,399	13,450,217,475	36,962,587,028
第 28 計算期間	2015 年 9 月 30 日～2016 年 9 月 29 日	2,922,921,901	3,484,497,761	36,401,011,168
第 29 計算期間	2016 年 9 月 30 日～2017 年 9 月 29 日	2,252,897,455	7,539,715,340	31,114,193,283

第30計算期間	2017年9月30日～2018年10月1日	2,035,408,433	4,688,181,887	28,461,419,829
第31計算期間	2018年10月2日～2019年9月30日	1,878,679,116	2,174,552,472	28,165,546,473
第32計算期間	2019年10月1日～2020年9月29日	1,826,755,936	3,871,785,171	26,120,517,238
第33計算期間	2020年9月30日～2021年9月29日	1,659,125,503	4,294,177,904	23,485,464,837
第34計算期間	2021年9月30日～2022年9月29日	1,308,232,375	1,685,494,732	23,108,202,480
第35計算期間	2022年9月30日～2023年9月29日	1,318,395,495	2,337,041,465	22,089,556,510

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2023年10月31日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2023年9月	105 円
2022年9月	80 円
2021年9月	90 円
2020年9月	70 円
2019年9月	55 円
設定来累計	2,555 円

■ 主要な資産の状況

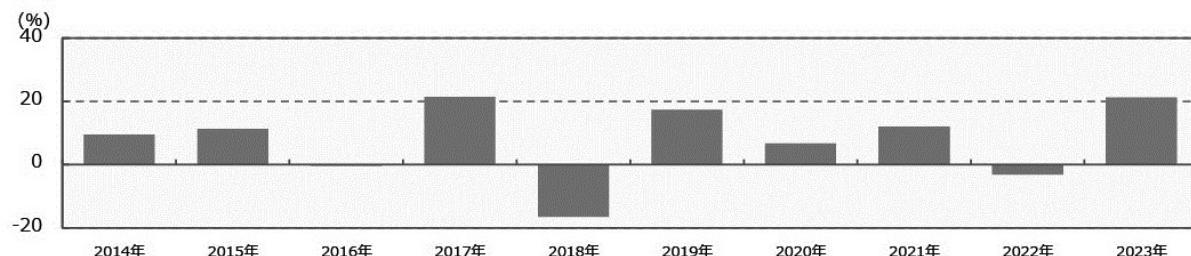
実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.3
2	ソニーグループ	電気機器	2.7
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.3
4	キーエンス	電気機器	1.8
5	日本電信電話	情報・通信業	1.6
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.5
7	三菱商事	卸売業	1.5
8	日立製作所	電気機器	1.4
9	三井物産	卸売業	1.3
10	東京エレクトロン	電気機器	1.3

実質的な業種別投資比率 (上位)

順位	業種	投資比率 (%)
1	電気機器	15.7
2	輸送用機器	8.3
3	情報・通信業	7.6
4	銀行業	7.4
5	卸売業	7.0

■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

(4) 販売単位

「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(5) 販売価額

取得申込日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して4営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(8) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

(9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手續が完了したものとします。

(3) 換金単位

「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

(4) 換金価額

解約申込みの受付日の基準価額となります。

(5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。

また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限*を設ける場合があります。

*受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

(6) 換金代金の支払い

原則として解約申込み受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

(7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日

の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(8) 受益権の買取り(買取請求制)

買取単位、買取請求の受け付け、買取価額、買取制限、買取代金の支払い、買取りの受け付けの中止および取り消しは、一部解約の実行の請求の場合と同様です。

※買取請求のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、受益権の管理方法等の一定の要件下では上記の買取価額が適用とならない場合があります。

また、買取価額と取得価額との差額については譲渡所得の取り扱いとなります。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法*により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

* 一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(1988年9月30日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年9月30日から翌年9月29日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(iv)」に該当する場

合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社で受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期計算期間(2022年9月30日から2023年9月29日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月8日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトピックス・インデックス・オープンの2022年9月30日から2023年9月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピックス・インデックス・オープンの2023年9月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【トピックス・インデックス・オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第34期 (2022年9月29日現在)	第35期 (2023年9月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	74,958,806	89,687,583
親投資信託受益証券	19,652,251,390	23,564,088,108
未収入金	184,865,620	231,940,343
流動資産合計	19,912,075,816	23,885,716,034
資産合計	19,912,075,816	23,885,716,034
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	184,865,619	231,940,343
未払解約金	2,946,642	8,482,760
未払受託者報酬	5,623,193	6,324,632
未払委託者報酬	64,104,231	72,100,749
未払利息	145	177
その他未払費用	337,326	379,415
流動負債合計	257,877,156	319,228,076
負債合計	257,877,156	319,228,076
純資産の部		
元本等		
元本	23,108,202,480	22,089,556,510
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△3,454,003,820	1,476,931,448
（分配準備積立金）	7,450,983,539	9,873,556,290
元本等合計	19,654,198,660	23,566,487,958
純資産合計	19,654,198,660	23,566,487,958
負債純資産合計	19,912,075,816	23,885,716,034

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第34期 自 2021年9月30日 至 2022年9月29日	第35期 自 2022年9月30日 至 2023年9月29日
営業収益		
受取利息	23	34
有価証券売買等損益	△1,248,445,618	5,311,125,733
営業収益合計	△1,248,445,595	5,311,125,767
営業費用		
支払利息	7,853	17,992
受託者報酬	11,285,780	11,892,434

委託者報酬	128,657,644	135,573,623
その他費用	677,023	713,423
営業費用合計	140,628,300	148,197,472
営業利益又は営業損失（△）	△1,389,073,895	5,162,928,295
経常利益又は経常損失（△）	△1,389,073,895	5,162,928,295
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,389,073,895	5,162,928,295
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△59,594,603	260,331,715
期首剰余金又は期首次損金（△）	△1,925,398,882	△3,454,003,820
剰余金増加額又は欠損金減少額	139,628,013	346,392,111
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	139,628,013	346,392,111
剰余金減少額又は欠損金増加額	153,888,040	86,113,080
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	153,888,040	86,113,080
分配金	184,865,619	231,940,343
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,454,003,820	1,476,931,448

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年9月30日から2023年9月29日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第34期 2022年9月29日現在		第35期 2023年9月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	23,108,202,480口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	22,089,556,510口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額			
元本の欠損	3,454,003,820円		
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8505円	1口当たり純資産額	1.0669円
(10,000口当たり純資産額)	(8,505円)	(10,000口当たり純資産額)	(10,669円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第34期 自 2021年9月30日 至 2022年9月29日			第35期 自 2022年9月30日 至 2023年9月29日																										
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程																										
<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>354,368,946円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>4,516,436,648円</td> </tr> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	354,368,946円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	4,516,436,648円	<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>504,945,556円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>2,878,544,281円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>4,723,878,273円</td> </tr> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	504,945,556円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,878,544,281円	収益調整金額	C	4,723,878,273円
項目																													
費用控除後の配当等収益額	A	354,368,946円																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																											
収益調整金額	C	4,516,436,648円																											
項目																													
費用控除後の配当等収益額	A	504,945,556円																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,878,544,281円																											
収益調整金額	C	4,723,878,273円																											

分配準備積立金額	D	7,281,480,212 円	分配準備積立金額	D	6,722,006,796 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,152,285,806 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,829,374,906 円
当ファンドの期末残存口数	F	23,108,202,480 口	当ファンドの期末残存口数	F	22,089,556,510 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,258 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,713 円
10,000 口当たり分配金額	H	80 円	10,000 口当たり分配金額	H	105 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	184,865,619 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	231,940,343 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 34 期 自 2021 年 9 月 30 日 至 2022 年 9 月 29 日	第 35 期 自 2022 年 9 月 30 日 至 2023 年 9 月 29 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 34 期 2022 年 9 月 29 日現在	第 35 期 2023 年 9 月 29 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 34 期 自 2021 年 9 月 30 日	第 35 期 自 2022 年 9 月 30 日
-----------------------------	-----------------------------

至 2022 年 9 月 29 日	至 2023 年 9 月 29 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 34 期 自 2021 年 9 月 30 日 至 2022 年 9 月 29 日	第 35 期 自 2022 年 9 月 30 日 至 2023 年 9 月 29 日
期首元本額 23,485,464,837 円	期首元本額 23,108,202,480 円
期中追加設定元本額 1,308,232,375 円	期中追加設定元本額 1,318,395,495 円
期中一部解約元本額 1,685,494,732 円	期中一部解約元本額 2,337,041,465 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 34 期 自 2021 年 9 月 30 日 至 2022 年 9 月 29 日	第 35 期 自 2022 年 9 月 30 日 至 2023 年 9 月 29 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△1,145,919,631	5,061,698,766
合計	△1,145,919,631	5,061,698,766

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 9 月 29 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023 年 9 月 29 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	トピックス・インデックスマザーフンド	12,705,067,185	23,564,088,108	
		銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	12,705,067,185	23,564,088,108 100.0%	
合計				23,564,088,108	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「トピックス・インデックスマザーフンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

トピックス・インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年9月29日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,341,115,848
株式	56,380,562,950
未収入金	37,632,300
未収配当金	526,850,030
差入委託証拠金	67,411,300
流動資産合計	58,353,572,428
資産合計	58,353,572,428
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	16,743,475
未払金	36,583,940
未払解約金	237,900,317
未払利息	2,659
流動負債合計	291,230,391
負債合計	291,230,391
純資産の部	
元本等	
元本	31,305,213,764
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	26,757,128,273
元本等合計	58,062,342,037
純資産合計	58,062,342,037
負債純資産合計	58,353,572,428

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前

足説明

提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年9月29日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額	1,8547円
(10,000口当たり純資産額)	(18,547円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2022年9月30日
至 2023年9月29日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2023年9月29日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年9月29日現在

期首	2022年9月30日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	31,610,187,133円
同期中における追加設定元本額	2,086,632,952円
同期中における一部解約元本額	2,391,606,321円
期末元本額	31,305,213,764円

期末元本額の内訳*	
トピックス・インデックス・オープン	12,705,067,185 円
トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）	18,600,146,579 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年9月29日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	900	3,940.00	3,546,000	
		ニッスイ	24,000	731.70	17,560,800	
		マルハニチロ	3,600	2,566.00	9,237,600	
		雪国まいたけ	2,000	899.00	1,798,000	
		カネコ種苗	700	1,459.00	1,021,300	
		サカタのタネ	2,700	4,345.00	11,731,500	
		ホクト	2,100	1,820.00	3,822,000	
		ホクリヨウ	200	1,145.00	229,000	
		住石ホールディングス	2,500	491.00	1,227,500	
		日鉄鉱業	1,000	5,010.00	5,010,000	
		三井松島ホールディングス	1,100	2,755.00	3,030,500	
		I N P E X	88,800	2,256.00	200,332,800	
		石油資源開発	2,800	5,630.00	15,764,000	
		K&Oエナジーグループ	1,100	2,618.00	2,879,800	
		ショーボンドホールディングス	3,300	5,876.00	19,390,800	
		ミライト・ワン	7,900	1,966.50	15,535,350	
		タマホーム	1,500	3,560.00	5,340,000	
		サンヨーホームズ	200	729.00	145,800	
		日本アクア	700	1,042.00	729,400	
		ファーストコーポレーション	400	790.00	316,000	
		ベストラ	300	1,007.00	302,100	
		R o b o t H o m e	4,700	204.00	958,800	
		キャンディル	300	567.00	170,100	
		ダイセキ環境ソリューション	300	1,174.00	352,200	
		第一カッター興業	600	1,288.00	772,800	
		安藤・間	13,900	1,167.00	16,221,300	

東急建設	6,800	780.00	5,304,000	
コムシスホールディングス	7,700	3,126.00	24,070,200	
ビーアールホールディングス	3,800	367.00	1,394,600	
高松コンストラクショングループ	1,600	2,666.00	4,265,600	
東建コーポレーション	700	7,980.00	5,586,000	
ソネック	200	970.00	194,000	
ヤマウラ	1,200	1,247.00	1,496,400	
オリエンタル白石	8,600	329.00	2,829,400	
大成建設	15,700	5,261.00	82,597,700	
大林組	60,100	1,316.50	79,121,650	
清水建設	47,600	1,039.50	49,480,200	
飛島建設	1,900	1,384.00	2,629,600	
長谷工コーポレーション	17,300	1,907.00	32,991,100	
松井建設	1,600	763.00	1,220,800	
錢高組	100	3,715.00	371,500	
鹿島建設	37,200	2,433.50	90,526,200	
不動テトラ	1,200	2,007.00	2,408,400	
大末建設	400	1,452.00	580,800	
鉄建建設	1,200	2,127.00	2,552,400	
西松建設	2,800	3,708.00	10,382,400	
三井住友建設	13,500	411.00	5,548,500	
大豊建設	700	3,945.00	2,761,500	
佐田建設	700	530.00	371,000	
ナカノフドー建設	800	432.00	345,600	
奥村組	2,700	4,490.00	12,123,000	
東鉄工業	2,300	2,938.00	6,757,400	
イチケン	300	2,087.00	626,100	
富士ピー・エス	500	464.00	232,000	
淺沼組	1,300	3,590.00	4,667,000	
戸田建設	20,700	809.60	16,758,720	
熊谷組	2,800	3,525.00	9,870,000	
北野建設	200	2,990.00	598,000	
植木組	300	1,506.00	451,800	
矢作建設工業	2,300	1,258.00	2,893,400	
ピーエス三菱	2,100	835.00	1,753,500	

日本ハウスホールディングス	3,600	376.00	1,353,600	
新日本建設	2,400	1,228.00	2,947,200	
東亜道路工業	700	5,340.00	3,738,000	
日本道路	1,700	1,879.00	3,194,300	
東亜建設工業	1,400	3,755.00	5,257,000	
日本国土開発	4,800	664.00	3,187,200	
若築建設	700	3,010.00	2,107,000	
東洋建設	5,400	1,218.00	6,577,200	
五洋建設	23,800	889.20	21,162,960	
世紀東急工業	2,200	1,568.00	3,449,600	
福田組	600	4,845.00	2,907,000	
住友林業	14,500	3,806.00	55,187,000	
日本基礎技術	700	499.00	349,300	
巴コーポレーション	1,300	572.00	743,600	
大和ハウス工業	46,400	4,015.00	186,296,000	
ライト工業	3,100	2,063.00	6,395,300	
積水ハウス	50,900	2,977.00	151,529,300	
日特建設	1,600	1,092.00	1,747,200	
北陸電気工事	1,200	1,029.00	1,234,800	
ユアテック	3,700	960.00	3,552,000	
日本リーテック	1,500	1,301.00	1,951,500	
四電工	700	2,843.00	1,990,100	
中電工	2,600	2,415.00	6,279,000	
関電工	9,200	1,377.00	12,668,400	
きんでん	11,800	2,176.00	25,676,800	
東京エネシス	1,700	989.00	1,681,300	
トーエネック	600	4,235.00	2,541,000	
住友電設	1,600	2,774.00	4,438,400	
日本電設工業	2,800	2,196.00	6,148,800	
エクシオグループ	7,700	3,064.00	23,592,800	
新日本空調	900	2,405.00	2,164,500	
九電工	4,100	4,686.00	19,212,600	
三機工業	3,600	1,623.00	5,842,800	
日揮ホールディングス	16,600	2,079.50	34,519,700	
中外炉工業	500	2,228.00	1,114,000	

ヤマト	900	958.00	862, 200	
太平電業	1, 000	4, 070.00	4, 070, 000	
高砂熱学工業	4, 000	2, 906.00	11, 624, 000	
三晃金属工業	100	4, 045.00	404, 500	
朝日工業社	700	2, 431.00	1, 701, 700	
明星工業	2, 900	1, 011.00	2, 931, 900	
大氣社	1, 900	4, 520.00	8, 588, 000	
ダイダン	2, 200	1, 485.00	3, 267, 000	
日比谷総合設備	1, 400	2, 337.00	3, 271, 800	
フィル・カンパニー	300	702.00	210, 600	
テスホールディングス	3, 600	526.00	1, 893, 600	
インプロニア・ホールディングス	17, 600	1, 548.00	27, 244, 800	
レイズネクスト	2, 400	1, 454.00	3, 489, 600	
ニップン	4, 500	2, 173.00	9, 778, 500	
日清製粉グループ本社	15, 600	1, 905.50	29, 725, 800	
日東富士製粉	300	4, 900.00	1, 470, 000	
昭和産業	1, 500	3, 055.00	4, 582, 500	
鳥越製粉	1, 000	680.00	680, 000	
中部飼料	2, 300	1, 094.00	2, 516, 200	
フィード・ワン	2, 500	796.00	1, 990, 000	
東洋精糖	200	1, 970.00	394, 000	
日本甜菜製糖	1, 000	1, 915.00	1, 915, 000	
DM三井製糖ホールディングス	1, 700	3, 010.00	5, 117, 000	
塩水港精糖	1, 300	261.00	339, 300	
ウェルネオシュガー	900	2, 073.00	1, 865, 700	
森永製菓	3, 000	5, 402.00	16, 206, 000	
中村屋	400	3, 085.00	1, 234, 000	
江崎グリコ	4, 800	4, 105.00	19, 704, 000	
名糖産業	700	1, 611.00	1, 127, 700	
井村屋グループ	900	2, 264.00	2, 037, 600	
不二家	1, 200	2, 544.00	3, 052, 800	
山崎製パン	11, 300	2, 748.00	31, 052, 400	
第一屋製パン	200	452.00	90, 400	
モロゾフ	500	3, 675.00	1, 837, 500	
亀田製菓	1, 100	4, 095.00	4, 504, 500	

寿スピリツ	9,000	2,417.00	21,753,000	
カルビー	7,700	2,844.00	21,898,800	
森永乳業	3,100	5,627.00	17,443,700	
六甲バター	1,200	1,381.00	1,657,200	
ヤクルト本社	24,100	3,633.00	87,555,300	
明治ホールディングス	20,700	3,716.00	76,921,200	
雪印メグミルク	4,100	2,293.00	9,401,300	
プリマハム	2,300	2,453.00	5,641,900	
日本ハム	6,600	4,471.00	29,508,600	
林兼産業	300	558.00	167,400	
丸大食品	1,700	1,668.00	2,835,600	
S F o o d s	1,900	3,345.00	6,355,500	
柿安本店	700	2,479.00	1,735,300	
伊藤ハム米久ホールディングス	2,580	4,050.00	10,449,000	
サッポロホールディングス	5,600	4,757.00	26,639,200	
アサヒグループホールディングス	39,000	5,590.00	218,010,000	
キリンホールディングス	70,200	2,093.00	146,928,600	
宝ホールディングス	11,500	1,201.00	13,811,500	
オエノンホールディングス	5,000	424.00	2,120,000	
養命酒製造	600	1,845.00	1,107,000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールデ	13,200	1,966.00	25,951,200	
ライフドリンク カンパニー	300	3,780.00	1,134,000	
サントリー食品インターナショナル	11,900	4,550.00	54,145,000	
ダイドーグループホールディングス	1,000	5,510.00	5,510,000	
伊藤園	5,700	4,809.00	27,411,300	
キーコーヒー	1,900	2,023.00	3,843,700	
ユニカフェ	400	953.00	381,200	
ジャパンフーズ	200	1,118.00	223,600	
日清オイリオグループ	2,400	4,185.00	10,044,000	
不二製油グループ本社	3,900	2,267.50	8,843,250	
かどや製油	100	3,500.00	350,000	
J-オイルミルズ	1,700	1,784.00	3,032,800	
キッコーマン	11,200	7,844.00	87,852,800	
味の素	40,700	5,764.00	234,594,800	

ブルドックソース	900	2,083.00	1,874,700	
キユーピー	9,100	2,403.50	21,871,850	
ハウス食品グループ本社	5,200	3,120.00	16,224,000	
カゴメ	7,300	3,245.00	23,688,500	
焼津水産化学工業	400	1,318.00	527,200	
アリアケジャパン	1,500	5,074.00	7,611,000	
ピエトロ	200	1,842.00	368,400	
エバラ食品工業	500	2,945.00	1,472,500	
やまみ	100	2,023.00	202,300	
ニチレイ	7,700	3,285.00	25,294,500	
東洋水産	8,500	5,865.00	49,852,500	
イートアンドホールディングス	800	2,067.00	1,653,600	
大冷	100	1,966.00	196,600	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	1,100	1,154.00	1,269,400	
日清食品ホールディングス	5,900	12,425.00	73,307,500	
永谷園ホールディングス	800	2,229.00	1,783,200	
一正蒲鉾	500	767.00	383,500	
フジッコ	1,700	1,928.00	3,277,600	
ロック・フィールド	1,900	1,614.00	3,066,600	
日本たばこ産業	102,500	3,440.00	352,600,000	
ケンコーマヨネーズ	1,200	1,457.00	1,748,400	
わらべや日洋ホールディングス	1,200	2,826.00	3,391,200	
なとり	1,100	1,976.00	2,173,600	
イフジ産業	200	1,599.00	319,800	
ファーマフーズ	2,400	1,523.00	3,655,200	
ユーグレナ	10,500	797.00	8,368,500	
紀文食品	1,300	1,128.00	1,466,400	
ピックルスホールディングス	1,000	1,313.00	1,313,000	
ミヨシ油脂	400	1,175.00	470,000	
理研ビタミン	1,500	2,217.00	3,325,500	
片倉工業	1,600	1,746.00	2,793,600	
グンゼ	1,200	4,510.00	5,412,000	
東洋紡	7,400	1,077.50	7,973,500	
ユニチカ	5,200	205.00	1,066,000	

富士紡ホールディングス	700	3,595.00	2,516,500	
倉敷紡績	1,300	2,440.00	3,172,000	
シキボウ	600	1,091.00	654,600	
日本毛織	4,500	1,346.00	6,057,000	
ダイトウボウ	1,900	93.00	176,700	
トーア紡コーポレーション	400	458.00	183,200	
ダイドーリミテッド	1,600	295.00	472,000	
帝国繊維	1,900	1,934.00	3,674,600	
帝人	16,500	1,453.00	23,974,500	
東レ	114,900	778.00	89,392,200	
住江織物	200	2,259.00	451,800	
日本フェルト	600	428.00	256,800	
イチカワ	100	1,551.00	155,100	
日東製綱	100	1,518.00	151,800	
アツギ	700	437.00	305,900	
ダイニック	300	825.00	247,500	
セーレン	3,300	2,343.00	7,731,900	
ソトー	400	758.00	303,200	
東海染工	100	1,056.00	105,600	
小松マテーレ	2,500	747.00	1,867,500	
ワコールホールディングス	3,100	3,380.00	10,478,000	
ホギメディカル	2,300	3,195.00	7,348,500	
クラウディアホールディングス	300	502.00	150,600	
T S I ホールディングス	5,800	810.00	4,698,000	
マツオカコーポレーション	300	1,703.00	510,900	
ワールド	2,200	1,640.00	3,608,000	
三陽商会	400	1,997.00	798,800	
ナイガイ	400	285.00	114,000	
オンワードホールディングス	11,100	522.00	5,794,200	
ルックホールディングス	400	2,003.00	801,200	
ゴールドウイン	3,000	10,140.00	30,420,000	
デサント	3,000	4,285.00	12,855,000	
キング	500	665.00	332,500	
ヤマトイインターナショナル	900	323.00	290,700	
特種東海製紙	800	3,420.00	2,736,000	

王子ホールディングス	71,500	629.00	44,973,500	
日本製紙	8,900	1,348.00	11,997,200	
三菱製紙	1,400	604.00	845,600	
北越コーポレーション	10,800	1,085.00	11,718,000	
中越パルプ工業	500	1,396.00	698,000	
巴川製紙所	400	682.00	272,800	
大王製紙	7,600	1,224.00	9,302,400	
阿波製紙	300	512.00	153,600	
レンゴー	15,600	1,026.00	16,005,600	
トモク	1,000	2,454.00	2,454,000	
ザ・パック	1,300	3,155.00	4,101,500	
北の達人コーポレーション	7,200	239.00	1,720,800	
クラレ	25,000	1,771.00	44,275,000	
旭化成	107,100	939.90	100,663,290	
共和レザー	700	683.00	478,100	
レゾナック・ホールディングス	16,600	2,505.00	41,583,000	
住友化学	127,300	407.00	51,811,100	
住友精化	700	4,530.00	3,171,000	
日産化学	8,100	6,359.00	51,507,900	
ラサ工業	700	2,065.00	1,445,500	
クレハ	1,400	8,320.00	11,648,000	
多木化学	700	3,770.00	2,639,000	
ティカ	1,200	1,370.00	1,644,000	
石原産業	3,100	1,481.00	4,591,100	
片倉コーポアグリ	200	1,146.00	229,200	
日本曹達	1,800	5,500.00	9,900,000	
東ソー	22,900	1,918.00	43,922,200	
トクヤマ	5,500	2,350.00	12,925,000	
セントラル硝子	2,800	2,965.00	8,302,000	
東亞合成	8,600	1,344.00	11,558,400	
大阪ソーダ	1,000	6,450.00	6,450,000	
関東電化工業	3,300	874.00	2,884,200	
デンカ	6,200	2,703.00	16,758,600	
信越化学工業	142,600	4,343.00	619,311,800	
日本カーバイド工業	400	1,745.00	698,000	

堺化学工業	1, 300	2, 069. 00	2, 689, 700	
第一稀元素化学工業	1, 600	953. 00	1, 524, 800	
エア・ウォーター	16, 200	1, 863. 00	30, 180, 600	
日本酸素ホールディングス	16, 600	3, 545. 00	58, 847, 000	
日本化学工業	600	1, 955. 00	1, 173, 000	
東邦アセチレン	200	1, 575. 00	315, 000	
日本パーカライジング	8, 500	1, 106. 00	9, 401, 000	
高圧ガス工業	2, 500	757. 00	1, 892, 500	
チタン工業	100	1, 405. 00	140, 500	
四国化成ホールディングス	2, 200	1, 652. 00	3, 634, 400	
戸田工業	400	1, 915. 00	766, 000	
ステラ ケミファ	1, 000	3, 105. 00	3, 105, 000	
保土谷化学工業	500	3, 180. 00	1, 590, 000	
日本触媒	2, 600	5, 430. 00	14, 118, 000	
大日精化工業	1, 200	2, 272. 00	2, 726, 400	
カネカ	3, 900	3, 882. 00	15, 139, 800	
三菱瓦斯化学	12, 800	2, 012. 50	25, 760, 000	
三井化学	14, 100	3, 877. 00	54, 665, 700	
J S R	16, 000	4, 017. 00	64, 272, 000	
東京応化工業	2, 700	8, 896. 00	24, 019, 200	
大阪有機化学工業	1, 400	2, 526. 00	3, 536, 400	
三菱ケミカルグループ	115, 800	942. 70	109, 164, 660	
K H ネオケム	2, 600	2, 295. 00	5, 967, 000	
ダイセル	23, 900	1, 251. 00	29, 898, 900	
住友ベークライト	2, 500	6, 523. 00	16, 307, 500	
積水化学工業	34, 800	2, 153. 00	74, 924, 400	
日本ゼオン	10, 300	1, 563. 00	16, 098, 900	
アイカ工業	4, 300	3, 337. 00	14, 349, 100	
U B E	8, 800	2, 521. 50	22, 189, 200	
積水樹脂	2, 400	2, 385. 00	5, 724, 000	
タキロンシーアイ	3, 700	574. 00	2, 123, 800	
旭有機材	1, 100	3, 695. 00	4, 064, 500	
ニチバン	1, 100	1, 829. 00	2, 011, 900	
リケンテクノス	3, 700	715. 00	2, 645, 500	
大倉工業	800	2, 593. 00	2, 074, 400	

積水化成品工業	2,400	463.00	1,111,200	
群栄化学工業	400	3,320.00	1,328,000	
タイガースポリマー	500	700.00	350,000	
ミライアル	400	1,405.00	562,000	
ダイキアクシス	500	733.00	366,500	
ダイキヨーニシカワ	3,800	805.00	3,059,000	
竹本容器	400	811.00	324,400	
森六ホールディングス	900	2,245.00	2,020,500	
恵和	1,200	1,415.00	1,698,000	
日本化薬	13,100	1,249.50	16,368,450	
カーリットホールディングス	1,500	955.00	1,432,500	
日本精化	1,000	2,591.00	2,591,000	
扶桑化学工業	1,600	3,930.00	6,288,000	
トリケミカル研究所	2,300	3,100.00	7,130,000	
ADEKA	6,000	2,556.50	15,339,000	
日油	5,300	5,976.00	31,672,800	
新日本理化	1,600	232.00	371,200	
ハリマ化成グループ	800	825.00	660,000	
花王	38,800	5,551.00	215,378,800	
第一工業製薬	600	1,740.00	1,044,000	
石原ケミカル	800	1,594.00	1,275,200	
日華化学	500	903.00	451,500	
ニイタカ	200	2,085.00	417,000	
三洋化成工業	1,100	4,095.00	4,504,500	
有機合成薬品工業	800	300.00	240,000	
大日本塗料	2,100	970.00	2,037,000	
日本ペイントホールディングス	91,100	1,006.00	91,646,600	
関西ペイント	13,800	2,137.50	29,497,500	
神東塗料	1,000	134.00	134,000	
中国塗料	2,800	1,355.00	3,794,000	
日本特殊塗料	700	1,324.00	926,800	
藤倉化成	2,300	467.00	1,074,100	
太陽ホールディングス	2,600	2,564.00	6,666,400	
D I C	6,700	2,428.50	16,270,950	
サカタインクス	3,800	1,288.00	4,894,400	

東洋インキＳＣホールディングス	3,700	2,338.00	8,650,600	
T & K TOKA	1,500	1,429.00	2,143,500	
富士フィルムホールディングス	33,000	8,658.00	285,714,000	
資生堂	35,900	5,250.00	188,475,000	
ライオン	22,500	1,476.00	33,210,000	
高砂香料工業	1,200	3,010.00	3,612,000	
マンダム	3,700	1,380.00	5,106,000	
ミルボン	2,300	4,161.00	9,570,300	
ファンケル	7,500	2,284.00	17,130,000	
コーワー	3,500	10,855.00	37,992,500	
コタ	1,600	1,590.00	2,544,000	
シーボン	100	1,535.00	153,500	
ポーラ・オルビスホールディングス	8,800	1,796.50	15,809,200	
ノエビアホールディングス	1,500	5,290.00	7,935,000	
アジュバンホールディングス	300	930.00	279,000	
新日本製薬	1,000	1,528.00	1,528,000	
アクシージア	900	1,029.00	926,100	
エステー	1,300	1,492.00	1,939,600	
アグロ カネショウ	700	1,354.00	947,800	
コニシ	2,900	2,280.00	6,612,000	
長谷川香料	3,300	3,050.00	10,065,000	
星光PMC	700	1,069.00	748,300	
小林製薬	5,000	6,675.00	33,375,000	
荒川化学工業	1,500	1,017.00	1,525,500	
メック	1,400	3,700.00	5,180,000	
日本高純度化学	400	2,619.00	1,047,600	
タカラバイオ	4,600	1,383.00	6,361,800	
J C U	1,900	3,110.00	5,909,000	
新田ゼラチン	700	709.00	496,300	
O A Tアグリオ	400	1,749.00	699,600	
デクセリアルズ	4,700	3,690.00	17,343,000	
アース製薬	1,600	4,920.00	7,872,000	
北興化学工業	1,700	952.00	1,618,400	
大成ラミック	500	2,981.00	1,490,500	
クミアイ化学工業	6,800	1,108.00	7,534,400	

日本農薬	3,100	657.00	2,036,700	
アキレス	1,100	1,441.00	1,585,100	
有沢製作所	2,800	1,060.00	2,968,000	
日東電工	12,500	9,808.00	122,600,000	
レック	2,400	947.00	2,272,800	
三光合成	2,200	710.00	1,562,000	
きもと	1,700	186.00	316,200	
藤森工業	1,400	3,715.00	5,201,000	
前澤化成工業	1,100	1,514.00	1,665,400	
未来工業	600	3,435.00	2,061,000	
ウェーブロックホールディングス	300	647.00	194,100	
J S P	1,200	2,043.00	2,451,600	
エフピコ	3,200	2,402.50	7,688,000	
天馬	1,400	2,387.00	3,341,800	
信越ポリマー	3,200	1,338.00	4,281,600	
東リ	2,600	366.00	951,600	
ニフコ	6,200	3,869.00	23,987,800	
バルカー	1,400	4,140.00	5,796,000	
ユニ・チャーム	35,800	5,291.00	189,417,800	
ショーエイコー ポレーション	300	602.00	180,600	
協和キリン	20,800	2,604.00	54,163,200	
武田薬品工業	152,000	4,641.00	705,432,000	
アステラス製薬	162,300	2,074.00	336,610,200	
住友ファーマ	12,700	535.70	6,803,390	
塩野義製薬	21,700	6,686.00	145,086,200	
わかもと製薬	1,100	223.00	245,300	
日本新薬	4,000	6,329.00	25,316,000	
中外製薬	53,800	4,624.00	248,771,200	
科研製薬	2,900	3,500.00	10,150,000	
エーザイ	20,900	8,304.00	173,553,600	
ロート製薬	16,600	4,055.00	67,313,000	
小野薬品工業	33,100	2,868.00	94,930,800	
久光製薬	3,800	5,447.00	20,698,600	
持田製薬	2,000	3,335.00	6,670,000	
参天製薬	31,300	1,373.50	42,990,550	

扶桑薬品工業	500	1,971.00	985,500	
日本ケミファ	100	1,872.00	187,200	
ツムラ	5,400	2,780.00	15,012,000	
キッセイ薬品工業	2,500	3,390.00	8,475,000	
生化学工業	3,300	808.00	2,666,400	
栄研化学	2,800	1,366.00	3,824,800	
鳥居薬品	900	3,870.00	3,483,000	
J C R ファーマ	5,800	1,495.50	8,673,900	
東和薬品	2,600	2,841.00	7,386,600	
富士製薬工業	1,300	1,166.00	1,515,800	
ゼリア新薬工業	2,400	2,219.00	5,325,600	
そせいグループ	5,500	1,492.00	8,206,000	
第一三共	149,600	4,106.00	614,257,600	
杏林製薬	3,700	1,831.00	6,774,700	
大幸薬品	3,500	353.00	1,235,500	
ダイト	1,300	2,350.00	3,055,000	
大塚ホールディングス	35,700	5,313.00	189,674,100	
大正製薬ホールディングス	3,800	6,163.00	23,419,400	
ペプチドリーム	8,300	1,611.00	13,371,300	
あすか製薬ホールディングス	1,800	1,696.00	3,052,800	
サワイグループホールディングス	3,900	4,578.00	17,854,200	
日本コーカス工業	15,500	123.00	1,906,500	
ニチレキ	2,000	1,998.00	3,996,000	
ユシロ化学工業	900	1,544.00	1,389,600	
ビーピー・カストロール	400	925.00	370,000	
富士石油	3,500	343.00	1,200,500	
MORESCO	400	1,190.00	476,000	
出光興産	19,100	3,438.00	65,665,800	
ENEOSホールディングス	291,400	589.90	171,896,860	
コスモエネルギーホールディングス	6,800	5,260.00	35,768,000	
横浜ゴム	8,700	3,112.00	27,074,400	
TOYO TIRE	9,900	2,302.00	22,789,800	
ブリヂストン	50,300	5,829.00	293,198,700	
住友ゴム工業	16,800	1,651.00	27,736,800	
藤倉コンポジット	800	1,175.00	940,000	

オカモト	900	5,070.00	4,563,000	
フコク	900	1,437.00	1,293,300	
ニッタ	1,700	3,320.00	5,644,000	
住友理工	3,300	1,118.00	3,689,400	
三ツ星ベルト	2,500	4,590.00	11,475,000	
バandoー化学	2,500	1,641.00	4,102,500	
日東紡績	1,900	3,490.00	6,631,000	
A G C	16,000	5,244.00	83,904,000	
日本板硝子	8,800	809.00	7,119,200	
石塚硝子	200	2,698.00	539,600	
日本山村硝子	400	1,792.00	716,800	
日本電気硝子	7,000	2,786.00	19,502,000	
オハラ	800	1,298.00	1,038,400	
住友大阪セメント	2,400	3,673.00	8,815,200	
太平洋セメント	10,900	2,650.00	28,885,000	
日本ヒューム	1,500	871.00	1,306,500	
日本コンクリート工業	3,300	328.00	1,082,400	
三谷セキサン	700	4,615.00	3,230,500	
アジアパイルホールディングス	2,700	699.00	1,887,300	
東海カーボン	15,800	1,171.00	18,501,800	
日本カーボン	900	4,555.00	4,099,500	
東洋炭素	1,200	5,420.00	6,504,000	
ノリタケカンパニーリミテド	900	6,220.00	5,598,000	
T O T O	11,300	3,863.00	43,651,900	
日本碍子	20,000	1,982.00	39,640,000	
日本特殊陶業	13,100	3,384.00	44,330,400	
ダントーホールディングス	800	800.00	640,000	
MARUWA	600	23,480.00	14,088,000	
品川リフラクトリーズ	2,400	1,525.00	3,660,000	
黒崎播磨	400	9,630.00	3,852,000	
ヨータイ	900	1,457.00	1,311,300	
東京窯業	1,000	335.00	335,000	
ニッカトー	500	615.00	307,500	
フジミインコー ポレーテッド	4,100	3,005.00	12,320,500	
クニミネ工業	300	1,037.00	311,100	

エーアンドエーマテリアル	200	1,135.00	227,000	
ニチアス	4,300	3,065.00	13,179,500	
ニチハ	2,200	2,943.00	6,474,600	
日本製鉄	79,100	3,505.00	277,245,500	
神戸製鋼所	35,500	1,949.00	69,189,500	
中山製鋼所	3,600	905.00	3,258,000	
合同製鐵	900	4,590.00	4,131,000	
J F E ホールディングス	49,100	2,191.00	107,578,100	
東京製鐵	5,000	1,685.00	8,425,000	
共英製鋼	2,000	1,990.00	3,980,000	
大和工業	2,900	7,146.00	20,723,400	
東京鐵鋼	800	3,530.00	2,824,000	
大阪製鐵	800	1,841.00	1,472,800	
淀川製鋼所	2,000	3,545.00	7,090,000	
中部鋼鈑	1,500	2,093.00	3,139,500	
丸一鋼管	5,400	3,720.00	20,088,000	
モリ工業	300	3,955.00	1,186,500	
大同特殊鋼	2,200	6,081.00	13,378,200	
日本高周波鋼業	400	623.00	249,200	
日本冶金工業	1,300	4,645.00	6,038,500	
山陽特殊製鋼	1,700	2,946.00	5,008,200	
愛知製鋼	1,000	3,910.00	3,910,000	
日本金属	300	893.00	267,900	
太平洋金属	1,300	1,402.00	1,822,600	
新日本電工	8,800	304.00	2,675,200	
栗本鐵工所	800	2,758.00	2,206,400	
虹技	100	1,455.00	145,500	
日本鑄鉄管	100	1,151.00	115,100	
三菱製鋼	1,100	1,510.00	1,661,000	
日亜鋼業	1,200	309.00	370,800	
日本精線	200	4,770.00	954,000	
エンビプロ・ホールディングス	800	679.00	543,200	
シンニッタン	1,300	247.00	321,100	
新家工業	300	2,819.00	845,700	
大紀アルミニウム工業所	2,500	1,306.00	3,265,000	

日本軽金属ホールディングス	4,800	1,683.00	8,078,400	
三井金属鉱業	5,100	3,795.00	19,354,500	
東邦亜鉛	1,000	1,636.00	1,636,000	
三菱マテリアル	11,800	2,419.00	28,544,200	
住友金属鉱山	20,500	4,399.00	90,179,500	
DOWAホールディングス	4,000	4,651.00	18,604,000	
古河機械金属	2,600	1,680.00	4,368,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	2,600	3,045.00	7,917,000	
東邦チタニウム	3,200	1,793.00	5,737,600	
UACJ	2,500	3,140.00	7,850,000	
CKサンエツ	400	3,600.00	1,440,000	
古河電気工業	5,900	2,382.00	14,053,800	
住友電気工業	61,000	1,801.50	109,891,500	
フジクラ	18,900	1,201.50	22,708,350	
SWCC	2,000	2,129.00	4,258,000	
タツタ電線	3,600	700.00	2,520,000	
カナレ電気	200	1,466.00	293,200	
平河ヒューテック	1,000	1,415.00	1,415,000	
リヨービ	1,900	3,040.00	5,776,000	
アーレスティ	1,300	851.00	1,106,300	
AREホールディングス	7,100	1,897.00	13,468,700	
稻葉製作所	900	1,546.00	1,391,400	
宮地エンジニアリンググループ	1,000	3,050.00	3,050,000	
トーカロ	4,700	1,362.00	6,401,400	
アルファCo	400	1,640.00	656,000	
SUMCO	31,400	1,949.00	61,198,600	
川田テクノロジーズ	400	6,260.00	2,504,000	
RS Technologies	1,200	2,857.00	3,428,400	
ジェイテックコーポレーション	200	2,580.00	516,000	
信和	700	758.00	530,600	
東洋製罐グループホールディングス	10,500	2,447.50	25,698,750	
ホッカントールディングス	900	1,509.00	1,358,100	
コロナ	1,000	945.00	945,000	
横河ブリッジホールディングス	2,200	2,794.00	6,146,800	
駒井ハルテック	200	1,973.00	394,600	

高田機工	100	3,300.00	330,000	
三和ホールディングス	16,300	1,988.00	32,404,400	
文化シャッター	5,100	1,106.00	5,640,600	
三協立山	2,000	944.00	1,888,000	
アルインコ	1,300	1,073.00	1,394,900	
東洋シャッター	300	638.00	191,400	
L I X I L	25,700	1,741.50	44,756,550	
日本ファイルコン	800	474.00	379,200	
ノーリツ	2,900	1,586.00	4,599,400	
長府製作所	1,800	2,096.00	3,772,800	
リンナイ	9,600	2,800.00	26,880,000	
ダイニチ工業	600	737.00	442,200	
日東精工	2,600	596.00	1,549,600	
三洋工業	100	2,094.00	209,400	
岡部	3,200	751.00	2,403,200	
ジーテクト	2,000	1,820.00	3,640,000	
東プレ	3,100	1,697.00	5,260,700	
高周波熱鍊	2,700	1,001.00	2,702,700	
東京製綱	1,000	1,360.00	1,360,000	
サンコール	1,000	490.00	490,000	
モリテック スチール	900	319.00	287,100	
パイオラックス	2,400	2,288.00	5,491,200	
エイチワン	1,800	875.00	1,575,000	
日本発條	15,600	1,144.00	17,846,400	
中央発條	1,300	808.00	1,050,400	
アドバネクス	100	1,003.00	100,300	
立川ブラインド工業	800	1,414.00	1,131,200	
三益半導体工業	1,400	2,781.00	3,893,400	
日本ドライケミカル	300	2,091.00	627,300	
日本製鋼所	4,800	2,777.00	13,329,600	
三浦工業	7,200	3,010.00	21,672,000	
タクマ	5,300	1,548.00	8,204,400	
ツガミ	3,800	1,160.00	4,408,000	
オークマ	1,700	6,575.00	11,177,500	
芝浦機械	1,700	4,120.00	7,004,000	

アマダ	27,600	1,504.50	41,524,200	
アイダエンジニアリング	3,600	1,003.00	3,610,800	
TAKI SAWA	300	2,595.00	778,500	
FUJI	7,500	2,324.00	17,430,000	
牧野フライス製作所	1,900	6,530.00	12,407,000	
オーエスジー	7,600	1,762.00	13,391,200	
ダイジェット工業	100	932.00	93,200	
旭ダイヤモンド工業	4,800	886.00	4,252,800	
DMG森精機	10,500	2,543.00	26,701,500	
ソディック	4,200	732.00	3,074,400	
ディスコ	8,300	27,580.00	228,914,000	
日東工器	800	1,964.00	1,571,200	
日進工具	1,400	1,056.00	1,478,400	
パンチ工業	1,000	435.00	435,000	
富士ダイス	500	636.00	318,000	
豊和工業	600	781.00	468,600	
東洋機械金属	800	686.00	548,800	
津田駒工業	200	437.00	87,400	
エンシュウ	200	764.00	152,800	
島精機製作所	2,800	1,789.00	5,009,200	
オプトラン	2,800	1,839.00	5,149,200	
N C ホールディングス	200	1,630.00	326,000	
イワキポンプ	1,200	1,785.00	2,142,000	
フリュー	1,800	1,545.00	2,781,000	
ヤマシンフィルタ	4,100	347.00	1,422,700	
日阪製作所	1,700	957.00	1,626,900	
やまびこ	2,800	1,440.00	4,032,000	
野村マイクロ・サイエンス	600	6,090.00	3,654,000	
平田機工	800	7,500.00	6,000,000	
PEGASUS	1,900	616.00	1,170,400	
マルマエ	800	1,769.00	1,415,200	
タツモ	1,000	2,923.00	2,923,000	
ナブテスコ	10,900	2,696.50	29,391,850	
三井海洋開発	2,200	1,842.00	4,052,400	
レオン自動機	1,800	1,334.00	2,401,200	

SMC	5,600	66,980.00	375,088,000	
ホソカワミクロン	1,100	4,100.00	4,510,000	
ユニオンツール	800	3,880.00	3,104,000	
瑞光	1,200	1,227.00	1,472,400	
オイレス工業	2,400	2,008.00	4,819,200	
日精エー・エス・ビー機械	700	4,550.00	3,185,000	
サトーホールディングス	2,500	2,111.00	5,277,500	
技研製作所	1,600	2,010.00	3,216,000	
日本エアーテック	800	1,304.00	1,043,200	
カワタ	300	1,130.00	339,000	
日精樹脂工業	1,300	1,019.00	1,324,700	
オカダアイヨン	400	2,081.00	832,400	
ワイエイシイホールディングス	500	2,599.00	1,299,500	
小松製作所	81,100	4,043.00	327,887,300	
住友重機械工業	10,200	3,792.00	38,678,400	
日立建機	6,900	4,546.00	31,367,400	
日工	2,600	658.00	1,710,800	
巴工業	700	3,060.00	2,142,000	
井関農機	1,600	1,183.00	1,892,800	
TOWA	1,800	4,155.00	7,479,000	
丸山製作所	200	2,256.00	451,200	
北川鉄工所	700	1,443.00	1,010,100	
ローツェ	900	10,330.00	9,297,000	
タカキタ	300	474.00	142,200	
クボタ	90,800	2,204.00	200,123,200	
荏原実業	900	2,723.00	2,450,700	
三菱化工機	600	2,774.00	1,664,400	
月島ホールディングス	2,300	1,320.00	3,036,000	
帝国電機製作所	1,200	2,528.00	3,033,600	
東京機械製作所	300	393.00	117,900	
新東工業	3,500	1,094.00	3,829,000	
澁谷工業	1,600	2,511.00	4,017,600	
アイチ コーポレーション	2,400	1,001.00	2,402,400	
小森コーポレーション	4,000	1,059.00	4,236,000	
鶴見製作所	1,300	3,070.00	3,991,000	

日本ギア工業	400	391.00	156, 400	
酒井重工業	200	5, 320.00	1, 064, 000	
荏原製作所	7, 100	7, 009.00	49, 763, 900	
石井鐵工所	100	3, 100.00	310, 000	
西島製作所	1, 500	1, 902.00	2, 853, 000	
北越工業	1, 700	2, 080.00	3, 536, 000	
ダイキン工業	20, 700	23, 475.00	485, 932, 500	
オルガノ	2, 400	4, 200.00	10, 080, 000	
トヨーカネツ	700	3, 380.00	2, 366, 000	
栗田工業	9, 700	5, 214.00	50, 575, 800	
椿本チエイン	2, 500	3, 875.00	9, 687, 500	
大同工業	500	747.00	373, 500	
木村化工機	1, 300	746.00	969, 800	
アネスト岩田	2, 900	1, 196.00	3, 468, 400	
ダイフク	26, 800	2, 829.50	75, 830, 600	
サムコ	500	4, 255.00	2, 127, 500	
加藤製作所	500	1, 204.00	602, 000	
油研工業	200	2, 284.00	456, 800	
タダノ	10, 000	1, 271.00	12, 710, 000	
フジテック	6, 100	3, 450.00	21, 045, 000	
C K D	4, 800	2, 061.00	9, 892, 800	
平和	5, 800	2, 145.00	12, 441, 000	
理想科学工業	1, 400	2, 336.00	3, 270, 400	
SANKYO	3, 400	6, 854.00	23, 303, 600	
日本金錢機械	1, 900	1, 001.00	1, 901, 900	
マースグループホールディングス	1, 000	2, 789.00	2, 789, 000	
フクシマガリレイ	1, 300	4, 855.00	6, 311, 500	
オーイズミ	400	410.00	164, 000	
ダイコク電機	900	5, 380.00	4, 842, 000	
竹内製作所	3, 100	4, 900.00	15, 190, 000	
アマノ	4, 900	3, 282.00	16, 081, 800	
JUKI	2, 700	618.00	1, 668, 600	
ジャノメ	1, 800	739.00	1, 330, 200	
マックス	2, 100	2, 743.00	5, 760, 300	
グローリー	4, 200	2, 982.00	12, 524, 400	

新晃工業	1,700	2,211.00	3,758,700	
大和冷機工業	2,600	1,383.00	3,595,800	
セガサミーホールディングス	13,900	2,759.00	38,350,100	
日本ピストンリング	400	1,865.00	746,000	
リケン	700	3,660.00	2,562,000	
T P R	2,000	1,825.00	3,650,000	
ツバキ・ナカシマ	3,500	781.00	2,733,500	
ホシザキ	10,200	5,195.00	52,989,000	
大豊工業	1,500	899.00	1,348,500	
日本精工	28,800	841.20	24,226,560	
N T N	34,100	284.70	9,708,270	
ジェイテクト	15,400	1,411.00	21,729,400	
不二越	1,300	4,020.00	5,226,000	
日本トムソン	4,200	554.00	2,326,800	
T H K	10,000	2,733.50	27,335,000	
ユーシン精機	1,400	685.00	959,000	
前澤給装工業	1,200	1,202.00	1,442,400	
イーグル工業	1,900	1,694.00	3,218,600	
前澤工業	700	1,021.00	714,700	
日本ピラー工業	1,600	3,905.00	6,248,000	
キッツ	5,800	1,035.00	6,003,000	
マキタ	21,500	3,692.00	79,378,000	
三井E & S	8,600	580.00	4,988,000	
日立造船	14,200	839.00	11,913,800	
三菱重工業	30,300	8,346.00	252,883,800	
I H I	10,900	3,135.00	34,171,500	
サノヤスホールディングス	1,500	137.00	205,500	
スター精密	3,200	1,878.00	6,009,600	
日清紡ホールディングス	13,000	1,112.00	14,456,000	
イビデン	9,900	7,964.00	78,843,600	
コニカミノルタ	38,600	486.50	18,778,900	
プラザー工業	23,100	2,408.50	55,636,350	
ミネベアミツミ	30,100	2,441.50	73,489,150	
日立製作所	84,100	9,275.00	780,027,500	
三菱電機	178,800	1,849.00	330,601,200	

富士電機	10,500	6,746.00	70,833,000	
東洋電機製造	400	983.00	393,200	
安川電機	20,500	5,395.00	110,597,500	
シンフォニアテクノロジー	1,900	1,609.00	3,057,100	
明電舎	2,600	2,247.00	5,842,200	
オリジン	300	1,260.00	378,000	
山洋電気	700	6,840.00	4,788,000	
デンヨー	1,300	2,128.00	2,766,400	
P H C ホールディングス	2,400	1,526.00	3,662,400	
ソシオネクスト	2,500	14,780.00	36,950,000	
東芝テック	2,600	3,415.00	8,879,000	
芝浦メカトロニクス	900	7,050.00	6,345,000	
マブチモーター	4,300	4,470.00	19,221,000	
ニデック	42,100	6,931.00	291,795,100	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	1,300	484.00	629,200	
トレックス・セミコンダクター	800	2,157.00	1,725,600	
東光高岳	1,000	2,101.00	2,101,000	
ダブル・スコープ	5,000	1,016.00	5,080,000	
ダイヘン	1,600	5,060.00	8,096,000	
ヤーマン	3,000	1,011.00	3,033,000	
J V C ケンウッド	15,800	683.00	10,791,400	
ミマキエンジニアリング	1,600	795.00	1,272,000	
I - P E X	1,200	1,592.00	1,910,400	
大崎電気工業	4,100	679.00	2,783,900	
オムロン	15,900	6,667.00	106,005,300	
日東工業	2,300	3,585.00	8,245,500	
I D E C	2,600	2,968.00	7,716,800	
正興電機製作所	400	1,192.00	476,800	
不二電機工業	200	1,123.00	224,600	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	5,700	2,663.00	15,179,100	
サクサホールディングス	200	2,450.00	490,000	
メルコホールディングス	400	3,115.00	1,246,000	
テクノメディカ	400	2,167.00	866,800	
ダイヤモンドエレクトリックホールディング	600	845.00	507,000	

日本電気	24,500	8,261.00	202,394,500	
富士通	17,200	17,600.00	302,720,000	
沖電気工業	7,800	1,006.00	7,846,800	
岩崎通信機	500	786.00	393,000	
電気興業	700	2,387.00	1,670,900	
サンケン電気	1,600	9,070.00	14,512,000	
ナカヨ	200	1,211.00	242,200	
アイホン	1,100	2,997.00	3,296,700	
ルネサスエレクトロニクス	112,900	2,285.50	258,032,950	
セイコーホームズ	22,200	2,349.50	52,158,900	
ワコム	13,200	593.00	7,827,600	
アルパック	4,100	5,395.00	22,119,500	
アクセル	400	1,874.00	749,600	
E I Z O	1,300	5,070.00	6,591,000	
日本信号	3,900	940.00	3,666,000	
京三製作所	3,600	487.00	1,753,200	
能美防災	2,300	1,769.00	4,068,700	
ホーチキ	1,300	1,618.00	2,103,400	
星和電機	500	502.00	251,000	
エレコム	4,100	1,743.00	7,146,300	
パナソニック ホールディングス	204,300	1,682.00	343,632,600	
シャープ	20,800	932.00	19,385,600	
アンリツ	12,200	1,067.50	13,023,500	
富士通ゼネラル	4,900	2,806.50	13,751,850	
ソニーグループ	121,200	12,240.00	1,483,488,000	
T D K	27,400	5,542.00	151,850,800	
帝国通信工業	800	1,846.00	1,476,800	
タムラ製作所	7,400	559.00	4,136,600	
アルプスアルパイン	15,400	1,297.50	19,981,500	
池上通信機	400	834.00	333,600	
日本電波工業	2,100	1,395.00	2,929,500	
鈴木	900	1,185.00	1,066,500	
マイコー	1,900	3,395.00	6,450,500	
日本トリム	400	3,045.00	1,218,000	
ローランド ディー.ジー.	900	3,400.00	3,060,000	

フォスター電機	1,600	991.00	1,585,600	
S MK	400	2,471.00	988,400	
ヨコオ	1,400	1,574.00	2,203,600	
ティック	1,800	115.00	207,000	
ホシデン	3,900	1,919.00	7,484,100	
ヒロセ電機	2,800	17,320.00	48,496,000	
日本航空電子工業	3,500	2,977.00	10,419,500	
T O A	2,000	1,166.00	2,332,000	
マクセル	3,500	1,673.00	5,855,500	
古野電気	2,200	1,382.00	3,040,400	
スミダコーポレーション	2,300	1,527.00	3,512,100	
アイコム	700	3,330.00	2,331,000	
リオン	700	2,232.00	1,562,400	
横河電機	18,900	2,888.50	54,592,650	
新電元工業	700	3,055.00	2,138,500	
アズビル	12,000	4,578.00	54,936,000	
東亜ディーケーベー	500	870.00	435,000	
日本光電工業	7,900	3,692.00	29,166,800	
チノー	700	2,021.00	1,414,700	
共和電業	1,100	374.00	411,400	
日本電子材料	1,100	1,371.00	1,508,100	
堀場製作所	3,300	8,094.00	26,710,200	
アドバンテスト	54,000	4,181.00	225,774,000	
小野測器	500	464.00	232,000	
エスペック	1,400	2,402.00	3,362,800	
キーエンス	17,100	55,500.00	949,050,000	
日置電機	800	7,230.00	5,784,000	
システムズ	14,800	7,133.00	105,568,400	
日本マイクロニクス	3,100	2,119.00	6,568,900	
メガチップス	1,400	4,180.00	5,852,000	
O BARA G R O U P	900	3,860.00	3,474,000	
澤藤電機	100	1,260.00	126,000	
原田工業	500	835.00	417,500	
コーセル	2,100	1,245.00	2,614,500	
イリソ電子工業	1,600	4,200.00	6,720,000	

オプテックスグループ	3,100	1,619.00	5,018,900	
千代田インテグレ	700	2,767.00	1,936,900	
レーザーテック	7,900	23,270.00	183,833,000	
スタンレー電気	12,100	2,362.50	28,586,250	
ウシオ電機	8,700	1,816.50	15,803,550	
岡谷電機産業	900	307.00	276,300	
ヘリオス テクノ ホールディング	1,100	416.00	457,600	
エノモト	300	1,676.00	502,800	
日本セラミック	1,400	2,664.00	3,729,600	
遠藤照明	500	1,278.00	639,000	
古河電池	1,300	975.00	1,267,500	
双信電機	500	339.00	169,500	
山一電機	1,400	1,722.00	2,410,800	
図研	1,500	3,610.00	5,415,000	
日本電子	4,300	4,458.00	19,169,400	
カシオ計算機	12,800	1,253.50	16,044,800	
ファナック	83,500	3,893.00	325,065,500	
日本シイエムケイ	3,600	670.00	2,412,000	
エンプラス	500	10,470.00	5,235,000	
大真空	2,100	770.00	1,617,000	
ローム	31,700	2,817.00	89,298,900	
浜松ホトニクス	13,700	6,299.00	86,296,300	
三井ハイテック	1,800	7,760.00	13,968,000	
新光電気工業	6,100	5,823.00	35,520,300	
京セラ	26,600	7,587.00	201,814,200	
太陽誘電	8,300	4,049.00	33,606,700	
村田製作所	155,800	2,734.00	425,957,200	
双葉電子工業	3,300	531.00	1,752,300	
北陸電気工業	400	1,422.00	568,800	
ニチコン	3,500	1,410.00	4,935,000	
日本ケミコン	1,700	1,614.00	2,743,800	
KOA	2,600	1,799.00	4,677,400	
市光工業	3,100	566.00	1,754,600	
小糸製作所	20,600	2,256.50	46,483,900	
ミツバ	3,200	791.00	2,531,200	

SCREENホールディングス	5,900	7,281.00	42,957,900	
キヤノン電子	1,900	1,891.00	3,592,900	
キヤノン	85,400	3,605.00	307,867,000	
リコー	42,900	1,290.50	55,362,450	
象印マホービン	4,600	1,783.00	8,201,800	
MUTOHホールディングス	200	2,056.00	411,200	
東京エレクトロン	36,200	20,440.00	739,928,000	
イノテック	1,100	1,602.00	1,762,200	
トヨタ紡織	7,200	2,726.00	19,627,200	
芦森工業	200	2,311.00	462,200	
ユニプレス	3,100	1,159.00	3,592,900	
豊田自動織機	12,500	11,775.00	147,187,500	
モリタホールディングス	3,000	1,593.00	4,779,000	
三櫻工業	2,600	996.00	2,589,600	
デンソー	141,300	2,401.00	339,261,300	
東海理化電機製作所	4,800	2,344.00	11,251,200	
川崎重工業	12,900	3,620.00	46,698,000	
名村造船所	2,900	869.00	2,520,100	
日本車輪製造	700	2,098.00	1,468,600	
三菱ロジスネクスト	2,700	1,366.00	3,688,200	
近畿車輛	200	2,147.00	429,400	
日産自動車	243,300	660.30	160,650,990	
いすゞ自動車	49,800	1,880.50	93,648,900	
トヨタ自動車	940,400	2,677.50	2,517,921,000	
日野自動車	22,100	570.90	12,616,890	
三菱自動車工業	66,800	651.40	43,513,520	
エフテック	800	835.00	668,000	
レシップホールディングス	400	553.00	221,200	
GMB	200	2,062.00	412,400	
ファルテック	200	580.00	116,000	
武藏精密工業	4,200	1,625.00	6,825,000	
日産車体	3,000	855.00	2,565,000	
新明和工業	5,400	1,275.00	6,885,000	
極東開発工業	2,800	1,760.00	4,928,000	
トピー工業	1,400	2,545.00	3,563,000	

ティラド	400	2,250.00	900,000	
タチエス	2,700	1,702.00	4,595,400	
NOK	6,700	1,985.50	13,302,850	
フタバ産業	4,600	765.00	3,519,000	
K Y B	1,600	4,835.00	7,736,000	
大同メタル工業	3,300	570.00	1,881,000	
プレス工業	7,700	689.00	5,305,300	
ミクニ	1,300	494.00	642,200	
太平洋工業	3,900	1,433.00	5,588,700	
アイシン	13,200	5,650.00	74,580,000	
マツダ	56,700	1,696.50	96,191,550	
今仙電機製作所	700	651.00	455,700	
本田技研工業	417,700	1,682.00	702,571,400	
スズキ	31,500	6,016.00	189,504,000	
S U B A R U	54,200	2,906.00	157,505,200	
安永	500	812.00	406,000	
ヤマハ発動機	24,700	3,931.00	97,095,700	
T B K	1,100	425.00	467,500	
エクセディ	2,800	2,614.00	7,319,200	
豊田合成	5,000	3,212.00	16,060,000	
愛三工業	2,800	1,337.00	3,743,600	
盟和産業	200	1,002.00	200,400	
日本プラス	900	491.00	441,900	
ヨロズ	1,600	947.00	1,515,200	
エフ・シー・シー	3,000	1,881.00	5,643,000	
シマノ	7,000	20,165.00	141,155,000	
ティ・エス テック	7,800	1,696.00	13,228,800	
ジャムコ	600	1,570.00	942,000	
テルモ	52,700	3,963.00	208,850,100	
クリエートメディック	400	903.00	361,200	
日機装	4,000	1,014.00	4,056,000	
日本エム・ディ・エム	1,000	753.00	753,000	
島津製作所	20,900	3,972.00	83,014,800	
J M S	1,600	540.00	864,000	
クボテック	300	269.00	80,700	

長野計器	1, 200	2, 599. 00	3, 118, 800	
ブイ・テクノロジー	800	2, 078. 00	1, 662, 400	
東京計器	1, 300	1, 465. 00	1, 904, 500	
愛知時計電機	700	1, 758. 00	1, 230, 600	
インターラクション	800	1, 030. 00	824, 000	
オーバル	1, 000	433. 00	433, 000	
東京精密	3, 800	7, 490. 00	28, 462, 000	
マニー	6, 900	1, 814. 00	12, 516, 600	
ニコン	24, 800	1, 576. 50	39, 097, 200	
トプコン	9, 000	1, 649. 50	14, 845, 500	
オリンパス	105, 400	1, 941. 50	204, 634, 100	
理研計器	1, 100	6, 030. 00	6, 633, 000	
タムロン	1, 000	4, 570. 00	4, 570, 000	
H O Y A	36, 300	15, 325. 00	556, 297, 500	
シード	600	831. 00	498, 600	
ノーリツ鋼機	1, 600	3, 325. 00	5, 320, 000	
A & D ホロンホールディングス	2, 500	1, 702. 00	4, 255, 000	
朝日インテック	19, 100	2, 688. 00	51, 340, 800	
シチズン時計	15, 800	920. 00	14, 536, 000	
リズム	400	1, 839. 00	735, 600	
大研医器	900	531. 00	477, 900	
メニコン	5, 900	1, 924. 00	11, 351, 600	
シンシア	100	559. 00	55, 900	
松風	800	2, 152. 00	1, 721, 600	
セイコーグループ	2, 700	2, 616. 00	7, 063, 200	
ニプロ	14, 300	1, 209. 00	17, 288, 700	
KYORITSU	1, 700	191. 00	324, 700	
中本パックス	300	1, 658. 00	497, 400	
スノーピーク	2, 400	1, 187. 00	2, 848, 800	
パラマウントベッドホールディングス	4, 000	2, 355. 00	9, 420, 000	
トランザクション	1, 100	1, 866. 00	2, 052, 600	
粧美堂	300	479. 00	143, 700	
ニホンフラッシュ	1, 600	884. 00	1, 414, 400	
前田工織	1, 400	2, 990. 00	4, 186, 000	

永大産業	1,200	224.00	268,800	
アートネイチャー	1,800	815.00	1,467,000	
バンダイナムコホールディングス	46,900	3,042.00	142,669,800	
アイフィスジャパン	300	636.00	190,800	
S H O E I	3,900	2,289.00	8,927,100	
フランスベッドホールディングス	2,000	1,213.00	2,426,000	
パイロットコーポレーション	2,400	5,131.00	12,314,400	
萩原工業	1,100	1,838.00	2,021,800	
フジシールインターナショナル	3,500	1,782.00	6,237,000	
タカラトミー	7,800	2,162.00	16,863,600	
広済堂ホールディングス	800	2,966.00	2,372,800	
エステールホールディングス	300	626.00	187,800	
タカノ	400	870.00	348,000	
プロネクサス	1,400	1,174.00	1,643,600	
ホクシン	900	131.00	117,900	
ウッドワン	400	1,059.00	423,600	
大建工業	1,000	2,995.00	2,995,000	
凸版印刷	21,100	3,575.00	75,432,500	
大日本印刷	18,700	3,890.00	72,743,000	
共同印刷	500	3,135.00	1,567,500	
N I S S H A	2,900	1,680.00	4,872,000	
光村印刷	100	1,332.00	133,200	
T A K A R A & C O M P A N Y	1,100	2,467.00	2,713,700	
アシックス	14,600	5,223.00	76,255,800	
ツツミ	300	2,449.00	734,700	
ローランド	1,300	4,100.00	5,330,000	
小松ウォール工業	600	2,933.00	1,759,800	
ヤマハ	10,800	4,086.00	44,128,800	
河合楽器製作所	500	3,570.00	1,785,000	
クリナップ	1,900	718.00	1,364,200	
ピジョン	10,900	1,688.50	18,404,650	
キングジム	1,500	878.00	1,317,000	
リンテック	3,400	2,392.50	8,134,500	
イトーキ	3,500	1,509.00	5,281,500	
任天堂	108,100	6,230.00	673,463,000	

三菱鉛筆	2,400	1,918.00	4,603,200	
タカラスタンダード	3,200	1,853.00	5,929,600	
コクヨ	7,000	2,371.50	16,600,500	
ナカバヤシ	1,800	520.00	936,000	
グローブライド	1,400	2,020.00	2,828,000	
オカムラ	5,200	2,261.00	11,757,200	
美津濃	1,700	4,740.00	8,058,000	
東京電力ホールディングス	154,400	668.80	103,262,720	
中部電力	63,100	1,907.00	120,331,700	
関西電力	66,100	2,077.50	137,322,750	
中国電力	27,300	920.10	25,118,730	
北陸電力	16,200	806.00	13,057,200	
東北電力	41,900	967.60	40,542,440	
四国電力	14,600	1,023.50	14,943,100	
九州電力	39,500	975.40	38,528,300	
北海道電力	16,500	652.20	10,761,300	
沖縄電力	4,000	1,124.00	4,496,000	
電源開発	12,900	2,418.00	31,192,200	
エフオン	1,100	501.00	551,100	
イーレックス	3,000	767.00	2,301,000	
レノバ	4,600	1,132.00	5,207,200	
東京瓦斯	36,200	3,391.00	122,754,200	
大阪瓦斯	34,700	2,462.00	85,431,400	
東邦瓦斯	6,700	2,607.50	17,470,250	
北海道瓦斯	1,000	2,373.00	2,373,000	
広島ガス	3,600	389.00	1,400,400	
西部ガスホールディングス	1,600	1,930.00	3,088,000	
静岡ガス	3,400	1,019.00	3,464,600	
メタウォーター	2,100	1,865.00	3,916,500	
SBSホールディングス	1,500	2,802.00	4,203,000	
東武鉄道	18,800	3,842.00	72,229,600	
相鉄ホールディングス	5,700	2,941.00	16,763,700	
東急	48,000	1,724.00	82,752,000	
京浜急行電鉄	19,400	1,270.50	24,647,700	
小田急電鉄	26,000	2,234.50	58,097,000	

京王電鉄	9,100	5,142.00	46,792,200	
京成電鉄	11,000	5,180.00	56,980,000	
富士急行	2,100	4,655.00	9,775,500	
東日本旅客鉄道	29,000	8,555.00	248,095,000	
西日本旅客鉄道	21,900	6,185.00	135,451,500	
東海旅客鉄道	66,000	3,635.00	239,910,000	
西武ホールディングス	20,700	1,439.00	29,787,300	
鴻池運輸	2,900	1,934.00	5,608,600	
西日本鉄道	4,600	2,481.50	11,414,900	
ハマキヨウレックス	1,300	4,060.00	5,278,000	
サカイ引越センター	1,600	2,494.00	3,990,400	
近鉄グループホールディングス	17,100	4,238.00	72,469,800	
阪急阪神ホールディングス	22,800	5,101.00	116,302,800	
南海電気鉄道	8,200	2,902.50	23,800,500	
京阪ホールディングス	9,400	3,968.00	37,299,200	
神戸電鉄	500	2,994.00	1,497,000	
名古屋鉄道	18,900	2,207.50	41,721,750	
山陽電気鉄道	1,300	2,159.00	2,806,700	
アルプス物流	1,400	1,615.00	2,261,000	
ヤマトホールディングス	21,900	2,435.00	53,326,500	
山九	4,400	5,171.00	22,752,400	
丸運	600	257.00	154,200	
丸全昭和運輸	1,100	3,785.00	4,163,500	
センコーグループホールディングス	9,100	1,048.00	9,536,800	
トナミホールディングス	400	4,635.00	1,854,000	
ニッコンホールディングス	5,500	3,161.00	17,385,500	
日本石油輸送	100	2,690.00	269,000	
福山通運	1,300	3,930.00	5,109,000	
セイノーホールディングス	9,600	2,095.50	20,116,800	
エスライングループ本社	300	908.00	272,400	
神奈川中央交通	500	3,170.00	1,585,000	
A Z - C O M 丸和ホールディングス	4,100	2,128.00	8,724,800	
C & F ロジホールディングス	1,600	1,335.00	2,136,000	
九州旅客鉄道	12,100	3,179.00	38,465,900	
S G ホールディングス	32,800	1,915.00	62,812,000	

NIPPON EXPRESS ホールディングス	5,800	7,803.00	45,257,400	
日本郵船	45,700	3,886.00	177,590,200	
商船三井	30,100	4,110.00	123,711,000	
川崎汽船	12,800	5,104.00	65,331,200	
NSユナイテッド海運	900	3,940.00	3,546,000	
明治海運	1,100	901.00	991,100	
飯野海運	6,300	1,049.00	6,608,700	
共栄タンカー	200	843.00	168,600	
乾汽船	2,200	1,322.00	2,908,400	
日本航空	42,000	2,908.00	122,136,000	
ANAホールディングス	46,500	3,133.00	145,684,500	
パスコ	200	1,703.00	340,600	
トランコム	500	7,340.00	3,670,000	
日新	1,300	2,675.00	3,477,500	
三菱倉庫	3,700	3,972.00	14,696,400	
三井倉庫ホールディングス	1,600	4,305.00	6,888,000	
住友倉庫	4,600	2,385.00	10,971,000	
澁澤倉庫	700	3,045.00	2,131,500	
東陽倉庫	300	1,462.00	438,600	
日本トランシスティ	3,400	660.00	2,244,000	
ケイヒン	200	1,976.00	395,200	
中央倉庫	800	1,106.00	884,800	
川西倉庫	200	1,088.00	217,600	
安田倉庫	1,200	1,067.00	1,280,400	
ファイズホールディングス	200	1,168.00	233,600	
東洋埠頭	300	1,410.00	423,000	
上組	8,200	3,080.00	25,256,000	
サンリツ	300	738.00	221,400	
キムラユニティー	500	1,372.00	686,000	
キューソー流通システム	600	1,015.00	609,000	
東海運	700	289.00	202,300	
エーアイティー	1,100	1,771.00	1,948,100	
内外トランスライン	700	2,526.00	1,768,200	
日本コンセプト	600	1,782.00	1,069,200	

NECネットエスアイ	5,700	1,964.00	11,194,800	
クロスキャット	1,000	1,023.00	1,023,000	
システナ	28,900	269.00	7,774,100	
デジタルアーツ	1,100	4,625.00	5,087,500	
日鉄ソリューションズ	2,900	4,255.00	12,339,500	
キューブシステム	1,000	1,137.00	1,137,000	
コア	800	1,719.00	1,375,200	
手間いらず	300	2,521.00	756,300	
ラクーンホールディングス	1,400	755.00	1,057,000	
ソリトンシステムズ	900	1,150.00	1,035,000	
ソフトクリエイトホールディングス	1,400	1,741.00	2,437,400	
T I S	18,800	3,293.00	61,908,400	
J N Sホールディングス	500	446.00	223,000	
グリー	4,600	595.00	2,737,000	
GMOペパボ	200	1,345.00	269,000	
コーニテクモホールディングス	10,800	2,125.50	22,955,400	
三菱総合研究所	800	4,840.00	3,872,000	
ボルテージ	300	289.00	86,700	
電算	100	1,569.00	156,900	
A G S	500	709.00	354,500	
ファインデックス	1,400	753.00	1,054,200	
プレインパッド	1,300	865.00	1,124,500	
K L a b	3,200	286.00	915,200	
ポールトゥワインホールディングス	2,900	527.00	1,528,300	
ネクソン	38,300	2,673.50	102,395,050	
アイスタイル	5,100	508.00	2,590,800	
エムアップホールディングス	2,100	1,282.00	2,692,200	
エイチーム	1,000	606.00	606,000	
エニグモ	2,200	367.00	807,400	
テクノスジャパン	900	737.00	663,300	
e n i s h	900	219.00	197,100	
コロプラ	6,700	590.00	3,953,000	
オルトプラス	1,000	222.00	222,000	
プロードリーフ	8,200	501.00	4,108,200	
クロス・マーケティンググループ	700	737.00	515,900	

デジタルハーツホールディングス	1, 100	1, 003. 00	1, 103, 300	
システム情報	1, 400	927. 00	1, 297, 800	
メディアドゥ	700	1, 180. 00	826, 000	
じげん	5, 000	524. 00	2, 620, 000	
ブイキューブ	2, 100	394. 00	827, 400	
エンカレッジ・テクノロジ	300	509. 00	152, 700	
サイバーリンクス	400	782. 00	312, 800	
ディー・エル・イー	800	252. 00	201, 600	
フィックスターズ	1, 900	1, 171. 00	2, 224, 900	
C A R T A H O L D I N G S	800	1, 276. 00	1, 020, 800	
オプティム	1, 400	862. 00	1, 206, 800	
セレス	700	965. 00	675, 500	
S H I F T	1, 100	27, 310. 00	30, 041, 000	
ティーガイア	1, 800	1, 765. 00	3, 177, 000	
セック	200	3, 490. 00	698, 000	
テクマトリックス	3, 100	1, 586. 00	4, 916, 600	
プロシップ	700	1, 262. 00	883, 400	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	4, 500	2, 360. 50	10, 622, 250	
GMOペイメントゲートウェイ	3, 400	8, 177. 00	27, 801, 800	
ザッパラス	300	472. 00	141, 600	
システムリサーチ	500	2, 924. 00	1, 462, 000	
インターネットイニシアティブ	9, 400	2, 417. 50	22, 724, 500	
さくらインターネット	1, 900	1, 218. 00	2, 314, 200	
ヴィンクス	300	1, 289. 00	386, 700	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	500	2, 748. 00	1, 374, 000	
S R A ホールディングス	900	3, 485. 00	3, 136, 500	
システムインテグレータ	300	424. 00	127, 200	
朝日ネット	1, 800	626. 00	1, 126, 800	
e B A S E	2, 400	659. 00	1, 581, 600	
アバントグループ	2, 200	1, 302. 00	2, 864, 400	
アドソル日進	700	1, 709. 00	1, 196, 300	
ODKソリューションズ	300	572. 00	171, 600	
フリービット	900	1, 200. 00	1, 080, 000	
コムチュア	2, 300	2, 317. 00	5, 329, 100	

サイバーコム	200	1,320.00	264,000	
アステリア	1,300	705.00	916,500	
イル	800	3,880.00	3,104,000	
マークライズ	900	2,980.00	2,682,000	
メディカル・データ・ビジョン	2,100	805.00	1,690,500	
g u m i	2,500	490.00	1,225,000	
ショーケース	300	375.00	112,500	
モバイルファクトリー	200	808.00	161,600	
テラスカイ	700	2,030.00	1,421,000	
デジタル・インフォメーション・テクノロジ	1,000	1,833.00	1,833,000	
P C I ホールディングス	400	1,053.00	421,200	
アイビーシー	200	609.00	121,800	
ネオジャパン	600	1,018.00	610,800	
P R T I M E S	400	1,737.00	694,800	
ラクス	8,100	2,062.50	16,706,250	
ランドコンピュータ	300	1,205.00	361,500	
ダブルスタンダード	700	1,688.00	1,181,600	
オープンドア	1,200	863.00	1,035,600	
マイネット	400	361.00	144,400	
アカツキ	800	2,141.00	1,712,800	
ベネフィットジャパン	100	1,213.00	121,300	
U b i c o m ホールディングス	500	1,348.00	674,000	
カナミックネットワーク	1,800	521.00	937,800	
ノムラシステムコーポレーション	1,200	115.00	138,000	
チェンジホールディングス	4,200	1,761.00	7,396,200	
シンクロ・フード	700	563.00	394,100	
オークネット	700	1,793.00	1,255,100	
キャピタル・アセット・プランニング	200	818.00	163,600	
セグエグループ	400	1,006.00	402,400	
エイトレッド	200	1,454.00	290,800	
マクロミル	3,400	733.00	2,492,200	
ビーグリー	200	1,161.00	232,200	
オロ	600	2,150.00	1,290,000	
ユーザーローカル	600	1,820.00	1,092,000	

テモナ	300	289.00	86,700	
ニーズウェル	600	658.00	394,800	
マネーフォワード	3,800	4,802.00	18,247,600	
サインポスト	400	494.00	197,600	
S u n A s t e r i s k	1,200	1,415.00	1,698,000	
プラスアルファ・コンサルティング	1,000	2,804.00	2,804,000	
電算システムホールディングス	800	2,876.00	2,300,800	
A p p i e r G r o u p	5,900	1,599.00	9,434,100	
ソルクシーズ	900	454.00	408,600	
フェイス	300	508.00	152,400	
プロトコールボレーション	2,100	1,212.00	2,545,200	
ハイマックス	500	1,404.00	702,000	
野村総合研究所	34,200	3,893.00	133,140,600	
サイバネットシステム	1,200	777.00	932,400	
C E ホールディングス	600	593.00	355,800	
日本システム技術	500	2,256.00	1,128,000	
インテージホールディングス	1,900	2,236.00	4,248,400	
東邦システムサイエンス	500	1,278.00	639,000	
ソースネクスト	8,700	189.00	1,644,300	
インフォコム	2,200	2,752.00	6,054,400	
シンプレクス・ホールディングス	2,900	2,708.00	7,853,200	
H E R O Z	600	1,490.00	894,000	
ラクスル	4,100	1,331.00	5,457,100	
メルカリ	10,400	3,226.00	33,550,400	
I P S	600	2,590.00	1,554,000	
F I G	1,300	322.00	418,600	
システムサポート	700	2,096.00	1,467,200	
イーソル	1,200	736.00	883,200	
東海ソフト	200	1,122.00	224,400	
ウイングアーク 1 s t	1,800	2,551.00	4,591,800	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	500	1,429.00	714,500	
サーバーワークス	300	4,010.00	1,203,000	
東名	100	2,412.00	241,200	
ヴィッツ	100	1,147.00	114,700	

トビラシステムズ	300	948.00	284,400	
S a n s a n	5,600	1,258.00	7,044,800	
L i n k - U	300	826.00	247,800	
ギフティ	1,500	1,421.00	2,131,500	
メドレー	2,300	4,805.00	11,051,500	
ベース	600	4,310.00	2,586,000	
J M D C	2,800	5,439.00	15,229,200	
フォーカスシステムズ	1,300	980.00	1,274,000	
クレスコ	1,300	1,770.00	2,301,000	
フジ・メディア・ホールディングス	16,500	1,602.00	26,433,000	
オービック	5,700	22,685.00	129,304,500	
ジャストシステム	2,500	2,999.00	7,497,500	
T D C ソフト	1,400	1,692.00	2,368,800	
Z ホールディングス	244,500	415.50	101,589,750	
トレンドマイクロ	8,100	5,668.00	45,910,800	
I D ホールディングス	1,200	1,440.00	1,728,000	
日本オラクル	3,300	11,100.00	36,630,000	
アルファシステムズ	500	2,836.00	1,418,000	
フューチャー	3,700	1,506.00	5,572,200	
C A C H o l d i n g s	900	1,763.00	1,586,700	
S B テクノロジー	700	2,257.00	1,579,900	
トーセ	300	737.00	221,100	
オービックビジネスコンサルタント	3,400	6,200.00	21,080,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	4,600	4,313.00	19,839,800	
アイティフォー	2,300	1,103.00	2,536,900	
東計電算	200	6,210.00	1,242,000	
エックスネット	200	1,041.00	208,200	
大塚商会	8,500	6,332.00	53,822,000	
サイボウズ	2,400	2,028.00	4,867,200	
電通国際情報サービス	2,100	5,720.00	12,012,000	
A C C E S S	2,000	785.00	1,570,000	
デジタルガレージ	3,000	3,440.00	10,320,000	
E M システムズ	2,900	736.00	2,134,400	
ウェザーニューズ	500	6,320.00	3,160,000	
C I J	2,900	569.00	1,650,100	

ビジネスエンジニアリング	200	3,285.00	657,000	
日本エンタープライズ	1,200	131.00	157,200	
WOWOW	1,300	1,136.00	1,476,800	
スカラ	1,600	769.00	1,230,400	
インテリジェント ウェイブ	600	937.00	562,200	
A N Y C O L O R	600	3,515.00	2,109,000	
I M A G I C A G R O U P	1,400	584.00	817,600	
ネットワンシステムズ	6,400	2,838.00	18,163,200	
システムソフト	6,000	76.00	456,000	
アルゴグラフィックス	1,600	3,320.00	5,312,000	
マーべラス	2,800	713.00	1,996,400	
エイベックス	2,900	1,443.00	4,184,700	
B I P R O G Y	6,300	3,734.00	23,524,200	
都築電気	900	2,315.00	2,083,500	
T B S ホールディングス	8,800	2,514.50	22,127,600	
日本テレビホールディングス	15,200	1,512.00	22,982,400	
朝日放送グループホールディングス	1,600	711.00	1,137,600	
テレビ朝日ホールディングス	4,200	1,690.00	7,098,000	
スカパーJ S A T ホールディングス	15,200	699.00	10,624,800	
テレビ東京ホールディングス	1,200	2,968.00	3,561,600	
日本B S 放送	400	915.00	366,000	
ビジョン	2,600	1,510.00	3,926,000	
スマートバリュー	300	401.00	120,300	
U S E N - N E X T H O L D I N G S	1,900	3,350.00	6,365,000	
ワイヤレスゲート	500	208.00	104,000	
日本通信	15,900	219.00	3,482,100	
クロップス	200	1,042.00	208,400	
日本電信電話	5,502,600	176.60	971,759,160	
K D D I	132,700	4,577.00	607,367,900	
ソフトバンク	276,200	1,690.50	466,916,100	
光通信	2,000	22,775.00	45,550,000	
エムティーアイ	1,200	611.00	733,200	
GMOインターネットグループ	6,300	2,315.00	14,584,500	
ファイバーゲート	900	1,329.00	1,196,100	

アイドママークティングコミュニケーション	300	255.00	76,500	
KADOKAWA	9,100	2,992.00	27,227,200	
学研ホールディングス	2,900	871.00	2,525,900	
ゼンリン	2,900	913.00	2,647,700	
昭文社ホールディングス	500	331.00	165,500	
インプレスホールディングス	1,000	179.00	179,000	
アイネット	1,000	1,714.00	1,714,000	
松竹	1,000	10,295.00	10,295,000	
東宝	10,700	5,102.00	54,591,400	
東映	500	18,780.00	9,390,000	
N T Tデータグループ	53,900	2,004.50	108,042,550	
ピー・シー・エー	1,000	1,208.00	1,208,000	
ビジネスブレイン太田昭和	700	2,162.00	1,513,400	
D T S	3,700	3,190.00	11,803,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	8,600	5,125.00	44,075,000	
シーイーシー	2,400	1,597.00	3,832,800	
カプコン	17,100	5,385.00	92,083,500	
アイ・エス・ビー	900	1,443.00	1,298,700	
ジャステック	1,100	1,515.00	1,666,500	
S C S K	14,000	2,609.00	36,526,000	
N S W	700	2,802.00	1,961,400	
アイネス	1,200	1,644.00	1,972,800	
T K C	2,700	3,640.00	9,828,000	
富士ソフト	3,500	4,840.00	16,940,000	
N S D	6,100	2,836.00	17,299,600	
コナミグループ	7,400	7,887.00	58,363,800	
福井コンピュータホールディングス	1,200	2,665.00	3,198,000	
J B C C ホールディングス	1,300	2,848.00	3,702,400	
ミロク情報サービス	1,600	1,647.00	2,635,200	
ソフトバンクグループ	84,700	6,335.00	536,574,500	
高千穂交易	400	3,145.00	1,258,000	
オルバヘルスケアホールディングス	200	1,806.00	361,200	
伊藤忠食品	400	6,840.00	2,736,000	
エレマテック	1,600	1,850.00	2,960,000	

あらた	1,400	5,580.00	7,812,000	
トーメンデバイス	300	4,840.00	1,452,000	
東京エレクトロン デバイス	2,000	3,545.00	7,090,000	
円谷フィールズホールディングス	3,100	2,049.00	6,351,900	
双日	18,100	3,278.00	59,331,800	
アルフレッサ ホールディングス	18,200	2,455.00	44,681,000	
横浜冷凍	4,900	1,211.00	5,933,900	
神栄	200	1,648.00	329,600	
ラサ商事	600	1,677.00	1,006,200	
アルコニックス	2,400	1,354.00	3,249,600	
神戸物産	14,000	3,506.00	49,084,000	
ハイパー	300	357.00	107,100	
あい ホールディングス	2,900	2,368.00	6,867,200	
ディープイエックス	300	1,053.00	315,900	
ダイワボウホールディングス	7,400	2,865.00	21,201,000	
マクニカホールディングス	4,300	7,030.00	30,229,000	
ラクト・ジャパン	700	2,096.00	1,467,200	
グリムス	800	2,307.00	1,845,600	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	2,200	1,002.00	2,204,400	
八洲電機	1,500	1,333.00	1,999,500	
メディアスホールディングス	1,200	760.00	912,000	
レスターホールディングス	1,700	2,449.00	4,163,300	
ジオリーブグループ	300	1,229.00	368,700	
大光	500	725.00	362,500	
O C H I ホールディングス	300	1,422.00	426,600	
T O K A I ホールディングス	8,900	926.00	8,241,400	
黒谷	300	603.00	180,900	
C o m i n i x	200	851.00	170,200	
三洋貿易	2,000	1,349.00	2,698,000	
ビューティガレージ	300	4,885.00	1,465,500	
ワイン・パートナーズ	1,300	1,088.00	1,414,400	
ミタチ産業	300	1,115.00	334,500	
シップヘルスケアホールディングス	6,500	2,268.50	14,745,250	
明治電機工業	700	1,451.00	1,015,700	

デリカフーズホールディングス	500	635.00	317, 500	
スターティアホールディングス	200	1, 799.00	359, 800	
コメダホールディングス	4, 400	2, 900.00	12, 760, 000	
ピーバンドットコム	200	456.00	91, 200	
アセンテック	600	534.00	320, 400	
富士興産	300	1, 792.00	537, 600	
協栄産業	100	2, 339.00	233, 900	
フルサト・マルカホールディングス	1, 600	2, 685.00	4, 296, 000	
ヤマエグループホールディングス	1, 000	3, 660.00	3, 660, 000	
小野建	1, 800	1, 721.00	3, 097, 800	
南陽	200	2, 235.00	447, 000	
佐鳥電機	800	1, 884.00	1, 507, 200	
エコートレーディング	200	1, 396.00	279, 200	
伯東	1, 000	5, 070.00	5, 070, 000	
コンドーテック	1, 400	1, 179.00	1, 650, 600	
中山福	600	366.00	219, 600	
ナガイレーベン	2, 300	2, 130.00	4, 899, 000	
三菱食品	1, 700	3, 900.00	6, 630, 000	
松田産業	1, 400	2, 370.00	3, 318, 000	
第一興商	7, 000	2, 427.50	16, 992, 500	
メディパルホールディングス	17, 300	2, 527.50	43, 725, 750	
S P K	800	1, 925.00	1, 540, 000	
萩原電気ホールディングス	800	3, 955.00	3, 164, 000	
アズワン	2, 600	5, 460.00	14, 196, 000	
スズデン	600	2, 202.00	1, 321, 200	
尾家産業	300	2, 019.00	605, 700	
シモジマ	1, 200	1, 161.00	1, 393, 200	
ドウシシャ	1, 900	2, 230.00	4, 237, 000	
小津産業	300	1, 598.00	479, 400	
高速	900	2, 033.00	1, 829, 700	
たけびし	700	1, 827.00	1, 278, 900	
リックス	200	2, 994.00	598, 800	
丸文	1, 600	1, 148.00	1, 836, 800	
ハピネット	1, 500	2, 500.00	3, 750, 000	
橋本総業ホールディングス	700	1, 137.00	795, 900	

日本ライフライン	5,300	1,164.00	6,169,200	
タカショウ	1,600	635.00	1,016,000	
I DOM	5,500	729.00	4,009,500	
進和	1,100	2,373.00	2,610,300	
エスケイジャパン	300	705.00	211,500	
ダイトロン	700	3,020.00	2,114,000	
シークス	2,600	1,523.00	3,959,800	
田中商事	300	698.00	209,400	
オーハンテクニカ	900	1,648.00	1,483,200	
白銅	700	2,270.00	1,589,000	
ダイコー通産	100	1,205.00	120,500	
伊藤忠商事	111,700	5,406.00	603,850,200	
丸紅	140,300	2,332.00	327,179,600	
高島	800	930.00	744,000	
長瀬産業	8,300	2,350.50	19,509,150	
蝶理	1,000	2,996.00	2,996,000	
豊田通商	15,900	8,795.00	139,840,500	
三共生興	2,500	793.00	1,982,500	
兼松	7,000	2,068.00	14,476,000	
ツカモトコーポレーション	200	1,291.00	258,200	
三井物産	126,800	5,423.00	687,636,400	
日本紙パルプ商事	1,000	4,885.00	4,885,000	
カメイ	1,900	1,460.00	2,774,000	
東都水産	100	6,430.00	643,000	
O U G ホールディングス	200	2,427.00	485,400	
スターゼン	1,400	2,589.00	3,624,600	
山善	4,900	1,176.00	5,762,400	
椿本興業	300	4,925.00	1,477,500	
住友商事	109,700	2,984.00	327,344,800	
内田洋行	700	6,780.00	4,746,000	
三菱商事	110,500	7,128.00	787,644,000	
第一実業	1,900	1,862.00	3,537,800	
キヤノンマーケティングジャパン	4,200	3,877.00	16,283,400	
西華産業	700	2,235.00	1,564,500	
佐藤商事	1,300	1,512.00	1,965,600	

菱洋エレクトロ	1,500	3,290.00	4,935,000	
東京産業	1,700	832.00	1,414,400	
ユアサ商事	1,600	4,135.00	6,616,000	
神鋼商事	500	5,790.00	2,895,000	
トルク	600	310.00	186,000	
阪和興業	3,300	4,745.00	15,658,500	
正栄食品工業	1,200	4,860.00	5,832,000	
カナデン	1,200	1,313.00	1,575,600	
R Y O D E N	1,500	2,325.00	3,487,500	
岩谷産業	4,100	7,535.00	30,893,500	
ナイス	300	1,459.00	437,700	
ニチモウ	200	4,015.00	803,000	
極東貿易	1,100	1,839.00	2,022,900	
アステナホールディングス	3,400	493.00	1,676,200	
三愛オブリ	4,800	1,587.00	7,617,600	
稻畑産業	3,600	3,130.00	11,268,000	
G S I クレオス	1,100	2,286.00	2,514,600	
明和産業	2,400	658.00	1,579,200	
クワザワホールディングス	400	582.00	232,800	
ワキタ	3,300	1,403.00	4,629,900	
東邦ホールディングス	4,500	3,206.00	14,427,000	
サンゲツ	4,500	2,913.00	13,108,500	
ミツウロコグループホールディングス	2,300	1,279.00	2,941,700	
シナネンホールディングス	600	4,055.00	2,433,000	
伊藤忠エネクス	4,500	1,505.00	6,772,500	
サンリオ	5,100	7,100.00	36,210,000	
サンワテクノス	900	2,149.00	1,934,100	
リヨーサン	1,900	4,450.00	8,455,000	
新光商事	2,400	1,187.00	2,848,800	
トーホー	800	3,375.00	2,700,000	
三信電気	700	2,177.00	1,523,900	
東陽テクニカ	1,800	1,305.00	2,349,000	
モスフードサービス	2,700	3,290.00	8,883,000	
加賀電子	1,500	6,490.00	9,735,000	

ソーダニッカ	900	1,032.00	928,800	
立花エレテック	1,300	2,800.00	3,640,000	
フォーバル	700	1,113.00	779,100	
P A L T A C	2,800	4,690.00	13,132,000	
三谷産業	3,200	317.00	1,014,400	
太平洋興発	400	810.00	324,000	
西本W i s m e t t a c ホールディングス	500	4,845.00	2,422,500	
ヤマシタヘルスケアホールディングス	100	2,118.00	211,800	
コーア商事ホールディングス	1,000	705.00	705,000	
K P P グループホールディングス	4,200	686.00	2,881,200	
ヤマタネ	800	2,082.00	1,665,600	
丸紅建材リース	100	2,702.00	270,200	
泉州電業	900	3,525.00	3,172,500	
トラスコ中山	3,800	2,450.00	9,310,000	
オートバックスセブン	6,300	1,582.00	9,966,600	
モリト	1,300	1,354.00	1,760,200	
加藤産業	2,200	3,975.00	8,745,000	
北恵	300	968.00	290,400	
イエローハット	3,200	1,897.00	6,070,400	
J K ホールディングス	1,400	968.00	1,355,200	
日伝	1,100	2,491.00	2,740,100	
北沢産業	600	327.00	196,200	
杉本商事	800	2,208.00	1,766,400	
因幡電機産業	4,700	3,235.00	15,204,500	
東テク	600	5,210.00	3,126,000	
ミスミグループ本社	27,400	2,336.50	64,020,100	
アルテック	600	263.00	157,800	
タキヒヨー	300	1,163.00	348,900	
蔵王産業	200	2,539.00	507,800	
スズケン	5,300	4,624.00	24,507,200	
ジェコス	1,100	982.00	1,080,200	
グローセル	1,500	465.00	697,500	
ローソン	4,500	6,872.00	30,924,000	
サンエー	1,400	4,780.00	6,692,000	

カワチ薬品	1,400	2,487.00	3,481,800	
エービーシー・マート	7,900	2,688.00	21,235,200	
ハードオフコーポレーション	500	1,495.00	747,500	
アスクル	3,700	1,960.00	7,252,000	
ゲオホールディングス	1,800	2,372.00	4,269,600	
アダストリア	2,200	2,881.00	6,338,200	
ジーフット	800	280.00	224,000	
シー・ヴィ・エス・ベイエリア	200	923.00	184,600	
くら寿司	2,100	3,395.00	7,129,500	
キャンドゥ	600	2,704.00	1,622,400	
I Kホールディングス	400	382.00	152,800	
パルグループホールディングス	3,600	1,938.00	6,976,800	
エディオン	7,200	1,478.00	10,641,600	
サーラコードホールディングス	3,800	761.00	2,891,800	
ワッツ	600	605.00	363,000	
ハローズ	800	4,200.00	3,360,000	
フジオフードグループ本社	2,000	1,387.00	2,774,000	
あみやき亭	400	3,750.00	1,500,000	
ひらまつ	2,600	248.00	644,800	
大黒天物産	600	6,300.00	3,780,000	
ハニーズホールディングス	1,400	1,567.00	2,193,800	
ファーマライズホールディングス	300	650.00	195,000	
アルペン	1,500	1,934.00	2,901,000	
ハブ	400	845.00	338,000	
クオールホールディングス	2,500	1,857.00	4,642,500	
ジンズホールディングス	1,100	3,190.00	3,509,000	
ビックカメラ	9,600	1,103.00	10,588,800	
DCMホールディングス	10,500	1,214.00	12,747,000	
MonotaRO	25,700	1,600.50	41,132,850	
東京一番フーズ	300	527.00	158,100	
DDグループ	800	1,953.00	1,562,400	
きちりホールディングス	300	901.00	270,300	
J. フロント リテイリング	22,500	1,529.00	34,402,500	
ドトール・日レスホールディングス	3,200	2,330.00	7,456,000	
マツキヨココカラ&カンパニー	33,000	2,680.50	88,456,500	

プロンコビリー	1,100	3,020.00	3,322,000	
Z O Z O	12,000	2,742.50	32,910,000	
トレジャー・ファクトリー	700	1,360.00	952,000	
物語コーポレーション	3,000	4,130.00	12,390,000	
三越伊勢丹ホールディングス	30,500	1,731.50	52,810,750	
H a m e e	600	902.00	541,200	
マーケットエンタープライズ	100	1,310.00	131,000	
ウエルシアホールディングス	9,400	2,583.50	24,284,900	
クリエイトＳＤホールディングス	3,000	3,390.00	10,170,000	
丸善CHIホールディングス	1,400	343.00	480,200	
ミサワ	200	607.00	121,400	
ティーライフ	200	1,412.00	282,400	
エー・ピー・ホールディングス	300	866.00	259,800	
チムニー	400	1,431.00	572,400	
シユッピン	1,300	1,131.00	1,470,300	
オイシックス・ラ・大地	2,400	1,609.00	3,861,600	
ネクステージ	4,100	2,282.00	9,356,200	
ジョイフル本田	5,300	1,758.00	9,317,400	
鳥貴族ホールディングス	700	3,055.00	2,138,500	
ホットランド	1,400	1,953.00	2,734,200	
すかいらーくホールディングス	24,800	2,044.50	50,703,600	
S F Pホールディングス	1,000	2,243.00	2,243,000	
綿半ホールディングス	1,400	1,324.00	1,853,600	
ヨシックスホールディングス	200	2,751.00	550,200	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	5,900	1,069.00	6,307,100	
ゴルフダイジェスト・オンライン	800	704.00	563,200	
B E E N O S	800	1,656.00	1,324,800	
あさひ	1,500	1,266.00	1,899,000	
日本調剤	1,200	1,476.00	1,771,200	
コスモス薬品	1,800	15,295.00	27,531,000	
トーエル	500	760.00	380,000	
セブン&アイ・ホールディングス	62,500	5,855.00	365,937,500	
クリエイト・レストランツ・ホールディング	13,600	1,142.00	15,531,200	
ツルハホールディングス	3,800	10,045.00	38,171,000	

サンマルクホールディングス	1,500	1,893.00	2,839,500	
フェリシモ	300	988.00	296,400	
トリドールホールディングス	4,500	3,685.00	16,582,500	
TOKYO BASE	1,900	339.00	644,100	
ウイルプラスホールディングス	200	1,235.00	247,000	
JMホールディングス	1,400	1,945.00	2,723,000	
サツドラホールディングス	500	761.00	380,500	
アレンザホールディングス	1,400	1,006.00	1,408,400	
串カツ田中ホールディングス	500	1,670.00	835,000	
バロックジャパンリミテッド	1,200	819.00	982,800	
クスリのアオキホールディングス	1,600	8,656.00	13,849,600	
力の源ホールディングス	700	2,231.00	1,561,700	
FOOD & LIFE COMPANY	9,700	2,514.00	24,385,800	
メディカルシステムネットワーク	1,600	408.00	652,800	
一家ホールディングス	300	667.00	200,100	
ジャパンクラフトホールディングス	700	223.00	156,100	
はるやまホールディングス	500	534.00	267,000	
ノジマ	5,900	1,307.00	7,711,300	
カッパ・クリエイト	2,800	1,525.00	4,270,000	
ライトオン	900	511.00	459,900	
良品計画	19,800	1,935.50	38,322,900	
パリミキホールディングス	1,500	386.00	579,000	
アドヴァングループ	1,700	1,055.00	1,793,500	
アルビス	600	2,424.00	1,454,400	
コナカ	1,300	404.00	525,200	
ハウス オブ ローゼ	100	1,607.00	160,700	
G-7ホールディングス	2,300	1,240.00	2,852,000	
イオン北海道	2,700	872.00	2,354,400	
コジマ	3,000	638.00	1,914,000	
ヒマラヤ	400	920.00	368,000	
コーナン商事	2,400	3,900.00	9,360,000	
エコス	700	2,044.00	1,430,800	
ワタミ	2,200	1,184.00	2,604,800	
マルシェ	400	273.00	109,200	

パン・パシフィック・インターナショナルホ	36,600	3,138.00	114,850,800	
西松屋チェーン	4,000	1,628.00	6,512,000	
ゼンショーホールディングス	9,900	6,498.00	64,330,200	
幸楽苑ホールディングス	1,200	1,023.00	1,227,600	
ハーカスレイ	400	732.00	292,800	
サイゼリヤ	2,700	4,850.00	13,095,000	
V T ホールディングス	6,900	511.00	3,525,900	
魚力	600	2,136.00	1,281,600	
ポプラ	300	228.00	68,400	
フジ・コーポレーション	900	2,105.00	1,894,500	
ユナイテッドアローズ	1,900	1,959.00	3,722,100	
ハイディ日高	2,700	2,712.00	7,322,400	
Y U - W A C r e a t i o n H o l d i	700	174.00	121,800	
コロワイド	8,300	2,415.00	20,044,500	
壱番屋	1,400	5,450.00	7,630,000	
トップカルチャー	400	189.00	75,600	
P L A N T	300	794.00	238,200	
スギホールディングス	3,700	5,941.00	21,981,700	
薬王堂ホールディングス	1,000	2,687.00	2,687,000	
スクロール	2,700	993.00	2,681,100	
ヨンドシーホールディングス	1,600	1,886.00	3,017,600	
木曽路	2,700	2,455.00	6,628,500	
S R S ホールディングス	3,000	1,010.00	3,030,000	
千趣会	3,300	403.00	1,329,900	
タカキュー	800	92.00	73,600	
リテールパートナーズ	2,700	1,744.00	4,708,800	
ケーヨー	2,900	821.00	2,380,900	
上新電機	1,600	2,352.00	3,763,200	
日本瓦斯	9,600	2,216.00	21,273,600	
ロイヤルホールディングス	3,200	2,657.00	8,502,400	
東天紅	100	850.00	85,000	
いなげや	1,800	1,455.00	2,619,000	
チヨダ	1,700	917.00	1,558,900	
ライフコーポレーション	1,600	3,640.00	5,824,000	

リンガーハット	2,300	2,328.00	5,354,400	
M r M a x HD	2,500	616.00	1,540,000	
テンアライド	1,400	304.00	425,600	
AOKI ホールディングス	3,300	1,011.00	3,336,300	
オークワ	2,900	870.00	2,523,000	
コメリ	2,800	3,150.00	8,820,000	
青山商事	3,900	1,671.00	6,516,900	
しまむら	2,100	14,770.00	31,017,000	
はせがわ	600	344.00	206,400	
高島屋	13,700	2,188.00	29,975,600	
松屋	3,100	1,010.00	3,131,000	
エイチ・ツー・オー リテイリング	8,800	1,814.00	15,963,200	
近鉄百貨店	800	2,859.00	2,287,200	
丸井グループ	13,400	2,430.00	32,562,000	
アクシアル リテイリング	1,200	3,745.00	4,494,000	
井筒屋	600	380.00	228,000	
イオン	61,400	2,962.50	181,897,500	
イズミ	2,800	3,959.00	11,085,200	
平和堂	3,000	2,608.00	7,824,000	
フジ	2,800	1,786.00	5,000,800	
ヤオコー	2,100	7,689.00	16,146,900	
ゼビオホールディングス	2,500	1,000.00	2,500,000	
ケーズホールディングス	12,800	1,372.00	17,561,600	
O l y m p i c グループ	400	522.00	208,800	
日産東京販売ホールディングス	1,500	484.00	726,000	
シルバーライフ	300	1,143.00	342,900	
G e n k y D r u g S t o r e s	800	5,530.00	4,424,000	
ナルミヤ・インターナショナル	200	1,160.00	232,000	
ブックオフグループホールディングス	800	1,247.00	997,600	
ギフトホールディングス	800	2,304.00	1,843,200	
AINホールディングス	2,500	4,410.00	11,025,000	
元気寿司	500	5,420.00	2,710,000	
ヤマダホールディングス	74,300	459.50	34,140,850	
アークランズ	5,400	1,596.00	8,618,400	

ニトリホールディングス	7,300	16,710.00	121,983,000	
グルメ杵屋	1,500	1,095.00	1,642,500	
愛眼	900	176.00	158,400	
ケーユーホールディングス	1,100	1,189.00	1,307,900	
吉野家ホールディングス	7,100	2,816.00	19,993,600	
松屋フーズホールディングス	900	4,110.00	3,699,000	
サガミホールディングス	2,900	1,336.00	3,874,400	
関西フードマーケット	1,600	1,448.00	2,316,800	
王将フードサービス	1,200	6,910.00	8,292,000	
ミニストップ	1,300	1,466.00	1,905,800	
アークス	3,300	2,723.00	8,985,900	
バローホールディングス	3,500	2,187.00	7,654,500	
ベルク	900	6,870.00	6,183,000	
大庄	700	1,114.00	779,800	
ファーストリテイリング	8,200	32,590.00	267,238,000	
サンドラッグ	6,900	4,055.00	27,979,500	
サックスバー ホールディングス	1,700	897.00	1,524,900	
ヤマザワ	200	1,256.00	251,200	
やまや	300	2,909.00	872,700	
ベルーナ	4,400	672.00	2,956,800	
いよぎんホールディングス	20,100	1,075.00	21,607,500	
しづおかフィナンシャルグループ	37,500	1,219.00	45,712,500	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	14,200	1,116.50	15,854,300	
楽天銀行	5,900	2,300.00	13,570,000	
島根銀行	400	539.00	215,600	
じもとホールディングス	1,000	432.00	432,000	
めぶきフィナンシャルグループ	83,700	413.70	34,626,690	
東京きらぼしフィナンシャルグルー プ	2,200	4,505.00	9,911,000	
九州フィナンシャルグループ	29,700	771.00	22,898,700	
ゆうちょ銀行	46,300	1,301.00	60,236,300	
富山第一銀行	5,400	938.00	5,065,200	
コンコルディア・フィナンシャルグ ループ	90,500	681.50	61,675,750	
西日本フィナンシャルホールディン グス	10,500	1,708.00	17,934,000	
三十三フィナンシャルグループ	1,500	1,856.00	2,784,000	

第四北越フィナンシャルグループ	2,600	3,795.00	9,867,000	
ひろぎんホールディングス	22,000	917.20	20,178,400	
おきなわフィナンシャルグループ	1,500	2,426.00	3,639,000	
十六フィナンシャルグループ	2,200	3,745.00	8,239,000	
北國フィナンシャルホールディングス	1,800	5,200.00	9,360,000	
プロクレアホールディングス	2,100	1,959.00	4,113,900	
あいちフィナンシャルグループ	2,400	2,448.00	5,875,200	
あおぞら銀行	10,600	3,055.00	32,383,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,056,400	1,268.50	1,340,043,400	
りそなホールディングス	211,800	828.30	175,433,940	
三井住友トラスト・ホールディングス	30,300	5,631.00	170,619,300	
三井住友フィナンシャルグループ	119,900	7,347.00	880,905,300	
千葉銀行	47,000	1,087.50	51,112,500	
群馬銀行	32,700	697.60	22,811,520	
武蔵野銀行	2,200	2,763.00	6,078,600	
千葉興業銀行	2,600	870.00	2,262,000	
筑波銀行	7,400	266.00	1,968,400	
七十七銀行	5,400	3,170.00	17,118,000	
秋田銀行	1,100	2,018.00	2,219,800	
山形銀行	1,900	1,136.00	2,158,400	
岩手銀行	1,200	2,612.00	3,134,400	
東邦銀行	13,300	282.00	3,750,600	
東北銀行	500	1,150.00	575,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	13,500	3,579.00	48,316,500	
スルガ銀行	14,900	633.00	9,431,700	
八十二銀行	35,600	824.90	29,366,440	
山梨中央銀行	1,700	1,662.00	2,825,400	
大垣共立銀行	3,200	2,074.00	6,636,800	
福井銀行	1,500	1,554.00	2,331,000	
清水銀行	700	1,611.00	1,127,700	
富山銀行	200	1,814.00	362,800	
滋賀銀行	2,800	3,500.00	9,800,000	
南都銀行	2,500	2,661.00	6,652,500	
百五銀行	15,900	536.00	8,522,400	

京都銀行	5,300	8,423.00	44,641,900	
紀陽銀行	6,000	1,498.00	8,988,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	10,700	1,600.50	17,125,350	
山陰合同銀行	10,600	968.00	10,260,800	
鳥取銀行	400	1,405.00	562,000	
百十四銀行	1,500	2,622.00	3,933,000	
四国銀行	2,700	1,015.00	2,740,500	
阿波銀行	2,400	2,292.00	5,500,800	
大分銀行	1,000	2,718.00	2,718,000	
宮崎銀行	1,100	2,778.00	3,055,800	
佐賀銀行	1,000	2,034.00	2,034,000	
琉球銀行	3,900	1,140.00	4,446,000	
セブン銀行	60,400	310.90	18,778,360	
みずほフィナンシャルグループ	243,900	2,541.00	619,749,900	
高知銀行	400	1,020.00	408,000	
山口フィナンシャルグループ	16,500	1,310.50	21,623,250	
名古屋銀行	1,100	5,190.00	5,709,000	
北洋銀行	25,600	361.00	9,241,600	
大光銀行	300	1,341.00	402,300	
愛媛銀行	2,300	982.00	2,258,600	
トマト銀行	400	1,232.00	492,800	
京葉銀行	7,700	692.00	5,328,400	
栃木銀行	7,700	321.00	2,471,700	
北日本銀行	600	2,325.00	1,395,000	
東和銀行	3,100	630.00	1,953,000	
福島銀行	1,200	241.00	289,200	
大東銀行	400	738.00	295,200	
トモニホールディングス	13,600	461.00	6,269,600	
フィデアホールディングス	1,700	1,603.00	2,725,100	
池田泉州ホールディングス	21,600	321.00	6,933,600	
F P G	5,700	1,345.00	7,666,500	
ジャパンインベストメントアドバイザー	1,400	1,693.00	2,370,200	
マーキュリアホールディングス	600	834.00	500,400	
S B I ホールディングス	24,600	3,148.00	77,440,800	

日本アジア投資	900	272.00	244,800	
ジャフコ グループ	5,600	1,645.00	9,212,000	
大和証券グループ本社	120,600	863.10	104,089,860	
野村ホールディングス	303,900	599.10	182,066,490	
岡三証券グループ	14,800	695.00	10,286,000	
丸三証券	5,600	836.00	4,681,600	
東洋証券	5,600	321.00	1,797,600	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	18,400	485.00	8,924,000	
光世証券	300	608.00	182,400	
水戸証券	4,500	456.00	2,052,000	
いちよし証券	2,900	703.00	2,038,700	
松井証券	10,000	821.00	8,210,000	
マネックスグループ	18,200	558.00	10,155,600	
極東証券	2,100	929.00	1,950,900	
岩井コスモホールディングス	1,900	1,747.00	3,319,300	
アイザワ証券グループ	2,400	1,006.00	2,414,400	
マネーパートナーズグループ	1,200	302.00	362,400	
スパークス・グループ	1,900	1,507.00	2,863,300	
小林洋行	500	242.00	121,000	
かんぽ生命保険	19,600	2,520.50	49,401,800	
SOMPOホールディングス	29,000	6,433.00	186,557,000	
アニコム ホールディングス	5,700	615.00	3,505,500	
MS & ADインシュアランスグループホール	34,300	5,495.00	188,478,500	
第一生命ホールディングス	82,400	3,097.00	255,192,800	
東京海上ホールディングス	166,700	3,465.00	577,615,500	
T & Dホールディングス	45,300	2,468.00	111,800,400	
アドバンスクリエイト	1,000	1,081.00	1,081,000	
全国保証	4,400	4,911.00	21,608,400	
あんしん保証	600	290.00	174,000	
ジェイリース	400	2,060.00	824,000	
イントラスト	400	944.00	377,600	
日本モーゲージサービス	600	566.00	339,600	
C a s a	400	867.00	346,800	
アルヒ	2,100	915.00	1,921,500	

プレミアグループ	2,800	1,593.00	4,460,400	
ネットプロテクションズホールディングス	5,600	340.00	1,904,000	
クレディセゾン	10,700	2,370.50	25,364,350	
芙蓉総合リース	1,600	12,050.00	19,280,000	
みずほリース	2,500	4,910.00	12,275,000	
東京センチュリー	3,200	5,966.00	19,091,200	
日本証券金融	6,200	1,435.00	8,897,000	
アイフル	27,900	388.00	10,825,200	
リコーリース	1,600	4,385.00	7,016,000	
イオンフィナンシャルサービス	9,700	1,288.50	12,498,450	
アコム	30,100	348.80	10,498,880	
ジャックス	1,800	5,160.00	9,288,000	
オリエントコーポレーション	4,400	1,160.00	5,104,000	
オリックス	110,700	2,793.00	309,185,100	
三菱H C キャピタル	65,800	996.00	65,536,800	
九州リースサービス	500	1,036.00	518,000	
日本取引所グループ	47,400	2,774.00	131,487,600	
イー・ギャランティ	2,700	1,948.00	5,259,600	
アサックス	500	691.00	345,500	
NECキャピタルソリューション	800	3,250.00	2,600,000	
大東建託	6,200	15,750.00	97,650,000	
いちご	19,400	326.00	6,324,400	
日本駐車場開発	17,900	213.00	3,812,700	
スター・マイカ・ホールディングス	2,000	629.00	1,258,000	
S R E ホールディングス	800	2,947.00	2,357,600	
ADワークスグループ	2,800	263.00	736,400	
ヒューリック	39,300	1,341.00	52,701,300	
三栄建築設計	800	2,020.00	1,616,000	
野村不動産ホールディングス	10,600	3,753.00	39,781,800	
三重交通グループホールディングス	3,600	570.00	2,052,000	
サムティ	2,700	2,372.00	6,404,400	
ディア・ライフ	2,900	800.00	2,320,000	
コーワーアールワイ	400	1,023.00	409,200	
地主	1,300	1,918.00	2,493,400	

プレサンスコーコーポレーション	2,700	1,832.00	4,946,400	
ハウスコム	200	942.00	188,400	
J PMC	1,000	1,141.00	1,141,000	
サンセイランディック	300	1,063.00	318,900	
エストラスト	100	691.00	69,100	
フージャースホールディングス	2,600	1,088.00	2,828,800	
オープンハウスグループ	6,200	5,074.00	31,458,800	
東急不動産ホールディングス	50,700	919.00	46,593,300	
飯田グループホールディングス	14,400	2,486.50	35,805,600	
イーグラント	200	1,539.00	307,800	
ムゲンエステート	700	1,093.00	765,100	
ビーロット	800	853.00	682,400	
ファーストブラザーズ	200	1,252.00	250,400	
A n d D o ホールディングス	1,000	1,018.00	1,018,000	
シーアールイー	900	1,584.00	1,425,600	
プロパティエージェント	100	1,415.00	141,500	
ケイアイスター不動産	800	4,620.00	3,696,000	
アグレ都市デザイン	200	1,557.00	311,400	
グッドコムアセット	1,600	1,046.00	1,673,600	
ジェイ・エス・ビー	400	5,360.00	2,144,000	
ロードスター・キャピタル	1,100	1,856.00	2,041,600	
テンポイノベーション	300	1,171.00	351,300	
グローバル・リンク・マネジメント	200	2,215.00	443,000	
フェイスネットワーク	300	1,464.00	439,200	
パーク24	11,000	1,895.00	20,845,000	
パラカ	600	1,979.00	1,187,400	
三井不動産	72,000	3,294.00	237,168,000	
三菱地所	101,800	1,955.00	199,019,000	
平和不動産	2,700	3,980.00	10,746,000	
東京建物	14,700	2,068.00	30,399,600	
京阪神ビルディング	2,800	1,373.00	3,844,400	
住友不動産	30,500	3,886.00	118,523,000	
テーオーシー	3,000	642.00	1,926,000	
東京楽天地	300	4,160.00	1,248,000	
レオパレス21	19,000	328.00	6,232,000	

スタートコーポレーション	2,400	2,921.00	7,010,400	
フジ住宅	2,400	734.00	1,761,600	
空港施設	2,000	565.00	1,130,000	
明和地所	500	1,141.00	570,500	
ゴールドクロスト	1,600	2,217.00	3,547,200	
エスリード	800	3,025.00	2,420,000	
日神グループホールディングス	2,700	540.00	1,458,000	
日本エスコン	3,200	933.00	2,985,600	
MIRARTHホールディングス	8,500	474.00	4,029,000	
AVANTIA	600	868.00	520,800	
イオンモール	8,700	1,760.00	15,312,000	
毎日コムネット	400	766.00	306,400	
ファースト住建	500	1,241.00	620,500	
カチタス	4,500	2,178.00	9,801,000	
トーセイ	2,800	1,931.00	5,406,800	
穴吹興産	200	2,001.00	400,200	
サンフロンティア不動産	2,800	1,506.00	4,216,800	
FJネクストホールディングス	1,800	1,049.00	1,888,200	
インテリックス	300	538.00	161,400	
ランドビジネス	400	328.00	131,200	
サンネクスタグループ	300	972.00	291,600	
グランディハウス	900	639.00	575,100	
日本空港ビルディング	6,000	6,337.00	38,022,000	
明豊ファシリティワークス	600	730.00	438,000	
LIFULL	6,000	234.00	1,404,000	
MIXI	4,000	2,371.00	9,484,000	
ジェイエイシーリクルートメント	1,600	2,542.00	4,067,200	
日本M&Aセンターホールディングス	30,200	719.50	21,728,900	
メンバーズ	500	1,193.00	596,500	
中広	200	441.00	88,200	
UTグループ	2,600	2,231.00	5,800,600	
アイティメディア	700	1,168.00	817,600	
E・Jホールディングス	1,000	1,739.00	1,739,000	
オープンアップグループ	5,300	1,835.00	9,725,500	

コシダカホールディングス	5,300	1,175.00	6,227,500	
アルトナー	300	1,795.00	538,500	
パソナグループ	2,100	1,634.00	3,431,400	
C D S	300	1,750.00	525,000	
リンクアンドモチベーション	5,100	434.00	2,213,400	
エス・エム・エス	6,700	2,545.50	17,054,850	
サニーサイドアップグループ	400	812.00	324,800	
パーソルホールディングス	194,200	243.40	47,268,280	
リニカル	700	677.00	473,900	
クックパッド	4,800	142.00	681,600	
エスクリ	500	321.00	160,500	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	600	730.00	438,000	
学情	900	2,013.00	1,811,700	
スタジオアリス	900	2,076.00	1,868,400	
シミックホールディングス	800	1,722.00	1,377,600	
エプコ	300	758.00	227,400	
N J S	400	3,005.00	1,202,000	
綜合警備保障	32,700	902.20	29,501,940	
カカクコム	12,900	1,517.00	19,569,300	
アイロムグループ	600	1,900.00	1,140,000	
セントケア・ホールディング	1,100	840.00	924,000	
サイネックス	200	693.00	138,600	
ルネサンス	1,200	890.00	1,068,000	
ディップ	3,100	3,680.00	11,408,000	
デジタルホールディングス	900	996.00	896,400	
新日本科学	1,900	1,872.00	3,556,800	
キャリアデザインセンター	200	1,948.00	389,600	
ベネフィット・ワン	8,200	1,081.50	8,868,300	
エムスリー	34,800	2,716.00	94,516,800	
ツカダ・グローバルホールディング	800	440.00	352,000	
プラス	100	704.00	70,400	
アウトソーシング	11,300	1,155.00	13,051,500	
ウェルネット	900	587.00	528,300	
ワールドホールディングス	800	2,428.00	1,942,400	
ディー・エヌ・エー	7,000	1,502.50	10,517,500	

博報堂DYホールディングス	22,500	1,229.50	27,663,750	
ぐるなび	3,200	316.00	1,011,200	
タカミヤ	2,400	491.00	1,178,400	
ジャパンベストレスキューシステム	900	709.00	638,100	
ファンコミュニケーションズ	2,500	398.00	995,000	
ライク	700	1,531.00	1,071,700	
ビジネス・ブレークスルー	400	396.00	158,400	
エスプール	5,100	477.00	2,432,700	
WDBホールディングス	900	2,042.00	1,837,800	
ティア	700	457.00	319,900	
C D G	100	1,298.00	129,800	
アドウェイズ	2,400	553.00	1,327,200	
バリューコマース	1,500	1,274.00	1,911,000	
インフォマート	18,300	402.00	7,356,600	
J P ホールディングス	5,100	337.00	1,718,700	
C L ホールディングス	400	806.00	322,400	
プレステージ・インターナショナル	7,400	619.00	4,580,600	
アミューズ	1,000	1,571.00	1,571,000	
ドリームインキュベータ	500	2,655.00	1,327,500	
クイック	1,300	2,103.00	2,733,900	
T A C	600	209.00	125,400	
電通グループ	17,300	4,400.00	76,120,000	
テイクアンドギヴ・ニーズ	400	996.00	398,400	
ぴあ	600	3,680.00	2,208,000	
イオンファンタジー	800	3,180.00	2,544,000	
シーティーエス	1,900	699.00	1,328,100	
ネクシィーズグループ	400	833.00	333,200	
H. U. グループホールディングス	5,200	2,540.00	13,208,000	
アルプス技研	1,700	2,535.00	4,309,500	
日本空調サービス	1,900	786.00	1,493,400	
オリエンタルランド	93,200	4,909.00	457,518,800	
ダスキン	3,900	3,240.00	12,636,000	
明光ネットワークジャパン	2,100	646.00	1,356,600	
ファルコホールディングス	800	1,941.00	1,552,800	
秀英予備校	300	403.00	120,900	

ラウンドワン	14,700	560.00	8,232,000	
リゾートトラスト	7,000	2,233.50	15,634,500	
ビー・エム・エル	2,200	2,796.00	6,151,200	
リソー教育	8,000	248.00	1,984,000	
早稲田アカデミー	1,000	1,428.00	1,428,000	
ユー・エス・エス	18,100	2,472.50	44,752,250	
東京個別指導学院	2,100	490.00	1,029,000	
サイバーエージェント	38,900	806.30	31,365,070	
楽天グループ	150,700	613.10	92,394,170	
クリーク・アンド・リバー社	1,000	2,107.00	2,107,000	
S B I グローバルアセットマネジメント	2,900	561.00	1,626,900	
ティー・オー・ダブリュー	3,400	316.00	1,074,400	
山田コンサルティンググループ	900	1,616.00	1,454,400	
セントラルスポーツ	700	2,425.00	1,697,500	
フルキャストホールディングス	1,700	1,882.00	3,199,400	
エン・ジャパン	3,200	2,328.00	7,449,600	
リソルホールディングス	100	4,815.00	481,500	
テクノプロ・ホールディングス	10,400	3,253.00	33,831,200	
アトラグループ	400	204.00	81,600	
アイ・アールジャパンホールディングス	900	1,743.00	1,568,700	
K e e P e r 技研	1,100	5,830.00	6,413,000	
ファーストロジック	300	527.00	158,100	
三機サービス	200	1,021.00	204,200	
G u n o s y	1,400	607.00	849,800	
デザインワン・ジャパン	300	163.00	48,900	
イー・ガーディアン	700	2,669.00	1,868,300	
リブセンス	500	333.00	166,500	
ジャパンマテリアル	5,400	2,294.00	12,387,600	
ベクトル	2,800	1,243.00	3,480,400	
ウチヤマホールディングス	500	357.00	178,500	
チャーム・ケア・コーポレーション	1,500	1,170.00	1,755,000	
キャリアリンク	600	2,427.00	1,456,200	
I B J	1,300	635.00	825,500	
アサンテ	900	1,578.00	1,420,200	

バリューHR	1,500	1,268.00	1,902,000	
M&Aキャピタルパートナーズ	1,400	2,680.00	3,752,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	600	1,045.00	627,000	
E R I ホールディングス	300	1,983.00	594,900	
アビスト	200	3,305.00	661,000	
シグマクシス・ホールディングス	2,700	1,573.00	4,247,100	
ウィルグループ	1,500	1,084.00	1,626,000	
エスクロー・エージェント・ジャパン	1,200	146.00	175,200	
メドピア	1,500	1,019.00	1,528,500	
レアジョブ	200	1,031.00	206,200	
リクルートホールディングス	130,300	4,609.00	600,552,700	
エラン	2,300	819.00	1,883,700	
土木管理総合試験所	500	338.00	169,000	
日本郵政	211,900	1,197.50	253,750,250	
ベルシステム24ホールディングス	2,400	1,580.00	3,792,000	
鎌倉新書	2,000	624.00	1,248,000	
SMN	300	421.00	126,300	
一蔵	100	584.00	58,400	
グローバルキッズCOMPANY	200	637.00	127,400	
エアトリ	1,300	2,125.00	2,762,500	
アトラエ	1,000	1,050.00	1,050,000	
ストライク	700	3,355.00	2,348,500	
ソラスト	4,800	620.00	2,976,000	
セラク	500	1,298.00	649,000	
インソース	3,800	1,035.00	3,933,000	
ベイカレント・コンサルティング	13,900	4,998.00	69,472,200	
O r c h e s t r a H o l d i n g s	400	1,041.00	416,400	
アイモバイル	800	1,321.00	1,056,800	
キャリアインデックス	400	316.00	126,400	
MS-Japan	400	1,121.00	448,400	
船場	200	921.00	184,200	
ジャパンエレベーターサービスホールディング	6,300	2,195.00	13,828,500	
フルテック	200	1,187.00	237,400	

グリーンズ	400	1,738.00	695,200	
ツナググループ・ホールディングス	300	824.00	247,200	
G a m e W i t h	400	324.00	129,600	
M S & C o n s u l t i n g	100	699.00	69,900	
ウェルビー	1,200	641.00	769,200	
エル・ティー・エス	200	4,055.00	811,000	
ミダックホールディングス	1,100	1,905.00	2,095,500	
日総工産	1,300	775.00	1,007,500	
キュービーネットホールディングス	800	1,620.00	1,296,000	
R P A ホールディングス	2,400	321.00	770,400	
スプリックス	300	809.00	242,700	
マネジメントソリューションズ	800	2,813.00	2,250,400	
プロレド・パートナーズ	400	461.00	184,400	
a n d f a c t o r y	300	347.00	104,100	
テノ. ホールディングス	100	592.00	59,200	
フロンティア・マネジメント	400	1,383.00	553,200	
ピアラ	200	446.00	89,200	
コプロ・ホールディングス	400	1,217.00	486,800	
ギークス	200	735.00	147,000	
アンビスホールディングス	1,900	2,603.00	4,945,700	
カーブスホールディングス	4,800	706.00	3,388,800	
フォーラムエンジニアリング	1,000	1,315.00	1,315,000	
F a s t F i t n e s s J a p a n	600	1,380.00	828,000	
ダイレクトマーケティングミックス	1,800	468.00	842,400	
ポピンズ	300	1,241.00	372,300	
L I T A L I C O	1,400	2,008.00	2,811,200	
コンフィデンス・インターワークス	100	1,620.00	162,000	
アドバンテッジリスクマネジメント	500	459.00	229,500	
リログループ	9,800	1,618.50	15,861,300	
東祥	1,200	1,139.00	1,366,800	
I D & E ホールディングス	1,100	3,575.00	3,932,500	
ビーウィズ	400	2,404.00	961,600	
T R E ホールディングス	3,700	1,205.00	4,458,500	
人・夢・技術グループ	700	1,646.00	1,152,200	

大栄環境	4,500	2,109.00	9,490,500	
日本管財ホールディングス	1,800	2,569.00	4,624,200	
M&A総研ホールディングス	800	3,440.00	2,752,000	
エイチ・アイ・エス	5,100	1,806.00	9,210,600	
ラックランド	800	2,998.00	2,398,400	
共立メンテナンス	3,000	6,222.00	18,666,000	
イチネンホールディングス	1,900	1,437.00	2,730,300	
建設技術研究所	900	4,495.00	4,045,500	
スペース	1,100	927.00	1,019,700	
燐ホールディングス	1,500	1,048.00	1,572,000	
スバル興業	100	12,130.00	1,213,000	
東京アトラル	400	1,119.00	447,600	
タナベコンサルティンググループ	500	1,127.00	563,500	
ナガワ	500	6,960.00	3,480,000	
東京都競馬	1,500	4,020.00	6,030,000	
常磐興産	400	1,292.00	516,800	
カナモト	2,700	2,626.00	7,090,200	
ニシオホールディングス	1,600	3,530.00	5,648,000	
トランス・コスモス	2,200	3,195.00	7,029,000	
乃村工藝社	7,700	954.00	7,345,800	
藤田観光	700	4,800.00	3,360,000	
KNT-CTホールディングス	1,100	1,341.00	1,475,100	
トーカイ	1,600	1,900.00	3,040,000	
白洋舎	200	2,640.00	528,000	
セコム	17,900	10,140.00	181,506,000	
セントラル警備保障	900	3,125.00	2,812,500	
丹青社	3,400	935.00	3,179,000	
メイテック	6,900	2,704.00	18,657,600	
応用地質	1,600	2,493.00	3,988,800	
船井総研ホールディングス	3,700	2,610.00	9,657,000	
進学会ホールディングス	400	290.00	116,000	
オオバ	700	953.00	667,100	
いであ	300	1,720.00	516,000	
学究社	700	2,037.00	1,425,900	
ベネッセホールディングス	6,600	1,829.50	12,074,700	

	イオンディライト	1,900	3,290.00	6,251,000	
	ナック	700	968.00	677,600	
	ダイセキ	3,600	4,000.00	14,400,000	
	ステップ	600	1,734.00	1,040,400	
小計	銘柄数：2,138 組入時価比率：97.1%			56,380,562,950 100.0%	
合計				56,380,562,950	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年9月29日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年9月29日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
	うち1年超			
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	1,526,986,300	—	1,510,275,000	△16,743,475
合計	1,526,986,300	—	1,510,275,000	△16,743,475

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

トピックス・インデックス・オープン

2023年10月31日現在

I 資産総額	23,007,786,617円
II 負債総額	27,640,362円
III 純資産総額 (I - II)	22,980,146,255円
IV 発行済口数	22,217,627,915口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.0343円

(参考) トピックス・インデックススマザーファンド

2023年10月31日現在

I 資産総額	59,459,460,880円
II 負債総額	2,655,395,576円
III 純資産総額 (I - II)	56,804,065,304円
IV 発行済口数	31,572,029,329口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.7992円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年11月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

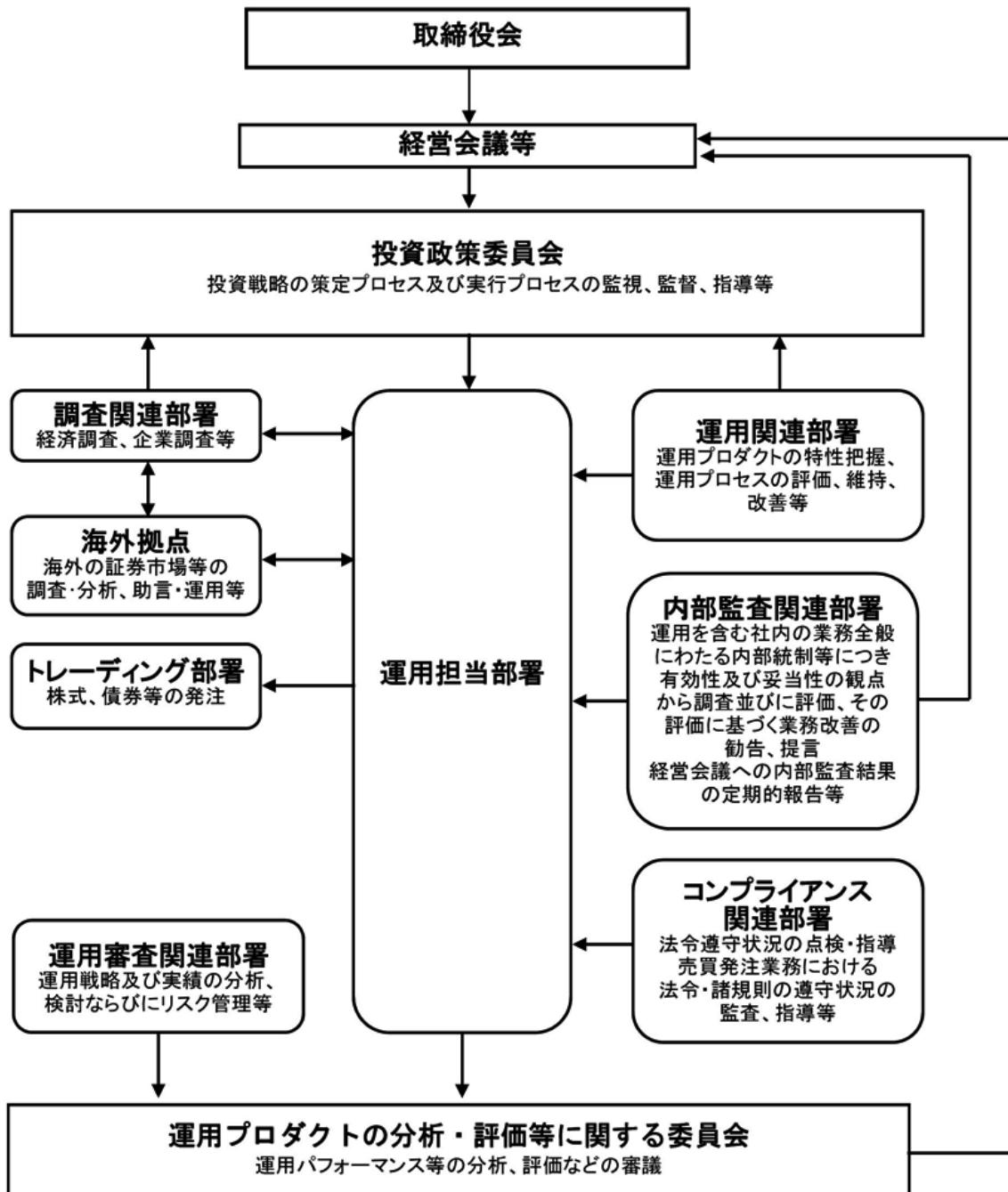
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2023 年 10 月 31 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1, 010	44, 169, 060
単位型株式投資信託	181	663, 174
追加型公社債投資信託	14	6, 613, 322
単位型公社債投資信託	470	945, 992
合計	1, 675	52, 391, 547

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財

財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金		2,006		1,865	
金銭の信託		35,894		42,108	
有価証券		29,300		21,900	
前払金		11		11	
前払費用		454		775	
未収入金		694		1,775	
未収委託者報酬		27,176		26,116	
未収運用受託報酬		4,002		3,780	
短期貸付金		1,835		1,001	
未収還付法人税等		-		2,083	
その他		57		84	
貸倒引当金		△15		△15	
流動資産計		101,417		101,486	
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※2	1,219		906	
器具備品	※2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計		23,023		23,235	
資産合計		124,440		124,722	

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金		120		124	
未払金		17,615		17,879	
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計		33,127		32,414	
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計		4,905		4,659	
負債合計		38,033		37,074	
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金		174		229	
純資産合計		86,407		87,648	
負債・純資産合計		124,440		124,722	

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)	
営業収益				
委託者報酬		115,733		113,491
運用受託報酬		17,671		18,198
その他営業収益		530		331
営業収益計		133,935		132,021
営業費用				
支払手数料		39,087		38,684
広告宣伝費		804		1,187
公告費		0		0
調査費		26,650		29,050
調査費		4,867	6,045	
委託調査費		21,783	23,004	
委託計算費		1,384		1,363
営業雑経費		3,094		3,302
通信費		72	89	
印刷費		918	903	
協会費		79	83	
諸経費		2,023	2,225	
営業費用計		71,021		73,587
一般管理費				
給料		12,033		11,316
役員報酬		229	226	
給料・手当		7,375	7,752	
賞与		4,427	3,337	
交際費		47		78
寄付金		73		115
旅費交通費		65		283
租税公課		1,049		963
不動産賃借料		1,432		1,232
退職給付費用		1,212		829
固定資産減価償却費		2,525		2,409
諸経費		11,116		12,439
一般管理費計		29,556		29,669
営業利益		33,357		28,763

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
経常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	利 益 剰 余 金 緑 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剩余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剩余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剩余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剩余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6~15年 器具備品 4~15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点での収益として認識しております。</p>
----------------	---

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589 百万円 器具備品 618 <hr/> 合計 1,207	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 <hr/> 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 346 百万円 器具備品 28 ソフトウェア - <hr/> 合計 374	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 <hr/> 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100 円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023年3月31日

効力発生日

2023年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託について財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） (※)	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

(※) 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託についても財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 315 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,886 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0. 9%
退職一時金制度の割引率	0. 6%
長期期待運用収益率	2. 35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197 百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>20,314</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>19,378</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
<u>年金資産</u>	<u>△19,378</u>
	△1,991
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>2,927</u>
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>
退職給付引当金	2,940
<u>前払年金費用</u>	<u>△1,553</u>
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>653</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

②長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1. 4%
退職一時金制度の割引率	1. 1%
長期期待運用収益率	2. 35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金	賞与引当金
退職給付引当金	退職給付引当金
関係会社株式評価減	関係会社株式評価減
未払事業税	未払事業税
投資有価証券評価減	投資有価証券評価減
減価償却超過額	減価償却超過額
時効後支払損引当金	時効後支払損引当金
関係会社株式売却損	関係会社株式売却損
ゴルフ会員権評価減	ゴルフ会員権評価減
資産除去債務	資産除去債務
未払社会保険料	未払社会保険料
その他	その他
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去債務に対応する除去費用	資産除去債務に対応する除去費用
関係会社株式評価益	関係会社株式評価益
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
前払年金費用	前払年金費用
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
タックスヘイブン税制	タックスヘイブン税制
外国税額控除	外国税額控除
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
期首残高	1,371	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	48	-
資産除去債務の履行による減少	△296	-
期末残高	1,123	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬（注）	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーチ・エム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額 16,775 円 81 銭	1株当たり純資産額 17,016 円 74 銭
1株当たり当期純利益 4,835 円 10 銭	1株当たり当期純利益 5,060 円 34 銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 24,904 百万円 普通株式に係る当期純利益 24,904 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 26,064 百万円 普通株式に係る当期純利益 26,064 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(トピックス・インデックス・オープン)

運用の基本方針

約款第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目的として、運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

トピックス・インデックスマザーファンド受益証券（以下「受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 受益証券への投資制限

受益証券への投資には、制限を設けません。

スワップ取引は約款第20条の2の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、原則として利子・配当収入等を中心として委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
トピックス・インデックス・オープン
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金174.4755億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意の上、金3,500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については174.4755億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に

再分割できるものとします。

③ <削除>

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にか

かる収益分配金交付票を含みます。) は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または第34条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1万口単位または当該取得申込の金額(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応ずることができるものとします。なお、この場合においては、第34条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出した取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込にかかる受益権について、第34条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことを申し出たときは、1万口単位または当該取得申込の金額(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応ずるものとします。

② 販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じができるものとします。

③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項および第3項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第34条の2の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券

の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 (削除)

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第19条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるトピックス・インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
3. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
4. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第20条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条の3 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

第 20 条の 4 (削除)

(信託業務の委託等)

第 20 条の 5 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属す

る旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約を請求することの指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第24条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第26条 信託終了時までに金額を見積ることのできる未収入金があるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年9月30日から翌年9月29日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当

日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(信託事務の諸費用および監査費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額

(以下「利子等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② <削除>

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第32条 <削除>

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金

(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいひます。以下同じ。)については第34条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいひます。以下同じ。)については第34条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に応じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第35条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除く。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 委託者は、第3項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第37条第2項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払います。

⑤ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終

了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

⑥ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4 営業日目から当該受益者に支払います。

⑦ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 34 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金については第 34 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 34 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第 36 条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもってその受益権を買取ります。

② 前項の場合、受益権の買取価額は、当該受益権の買取約定成立日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

③ 受益者は、平成 19 年 1 月 4 日以降の第 1 項の請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第 1 項の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④ 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取消すことができます。

⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取を受け付けたものとして第 2 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第 37 条 受益者（前条の販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部

解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ <削除>

⑧ <削除>

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が50億口を下ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受託者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承認させることができます。

③ <削除>

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第43条の2 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第38条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第45条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第34条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 昭和 63 年 9 月 30 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(トピックス・インデックスマザーファンド)

運用の基本方針

約款第11条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、東証株価指数(TOPIX) (配当込み) に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

投資成果を東証株価指数(TOPIX) (配当込み) にできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。

- ① 投資対象銘柄の中から、原則として300銘柄以上に分散投資を行ないます。
- ② 資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則としてポートフォリオにおける時価構成を東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比に近づけるように売買を行ないます。
- ③ 株式の組入比率は高位を保ちます。

非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等は、約款第14条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託

トピックス・インデックススマザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金174.4755億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第30条、第31条、第32条第1項および第34条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については、174.4755億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行、種類および譲渡の禁止）

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第9条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第10条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第12条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

第13条 <削除>

(信用取引の指図範囲)

第13条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証

券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担

保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 14 条の 3 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(混蔵寄託)

第 15 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 15 条の 2 (削除)

(信託業務の委託等)

第 15 条の 3 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第16条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第17条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第18条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第19条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第20条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第21条 この信託の計算期間は、毎年9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、初年度の計算期間は、昭和63年9月30日から昭和64年9月25日までとします。

(信託財産に関する報告)

第22条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(信託事務の諸費用)

第23条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第24条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第25条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第26条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第27条 受託者は、信託が終了したときは、償還金の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第28条 委託者は受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第29条 委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行います。解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第30条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させこととなった場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第31条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第35条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第32条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第35条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第33条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第34条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第35条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第35条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての

受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第35条の2 第30条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第30条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第30条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第35条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第35条の4 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(信託期間の延長)

第35条の5 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第36条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第37条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 昭和 63 年 9 月 30 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社